

総務常任委員会
決算常任委員会総務分科会

（平成25年9月11日）

毛利彰男委員長

それでは、総務部の審査に入りたいと思います。

まず決算審査でございますが、その前に部長より一言ご挨拶をいただきましょうか。

秦総務部長

皆さん、こんにちは。総務部でございます。よろしくお願い申し上げます。

総務部につきましての決算審査ということでございますけれども、議案聴取会の場で多数の追加資料のご請求をいただいておりますので、その追加資料の説明をさせていただいて、それからご審議を賜りたいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

毛利彰男委員長

ありがとうございます。

議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般会計費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第16目 人権推進費

第22目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

毛利彰男委員長

それでは、議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般会計費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費の審査に入ります。

まず、追加資料についての説明を求めます。

松村総務課長

それでは追加でご請求いただきました資料について、ご説明させていただきます。決算常任委員会総務分科会資料、9月10日と書いてある資料の1ページをごらんいただけますでしょうか。

まず1ページでございますが、これは中村委員からご請求いただきました公平委員会の職員の苦情相談についてということございまして、相談の内容ということでご請求いただいております。

概要は、職員の苦情相談を処理するということで書かせていただいておりますが、実績といたしましては、昨年度は実績はございませんでした。平成23年度におきましては相談1件ということでございますが、これは職員のプライバシーもございまして、資料としてはなかなか書きにくいんですが、職場の人間関係でちょっと悩んでご相談いただいたというようなものでございます。

続きまして2ページでございますが、これは副委員長からご請求いただきました文書集配業務などの過去の契約実績というものでございまして、平成17年度から昨年度まで記載させていただいております。

室町人事課長

3ページから7ページまでが人事課の分でございます。

まず石川勝彦委員からご請求いただきましたのが3ページ、4ページ、5ページでございまして、3ページが本市における技術職の職員数はどうなのかということでしたので、部と課別にというご要望にお応えしまして土木、建築、電気、機械の4職種について掲載させていただいております。各職種でそれぞれ合計人数を出しておりますが、4職種を合

計いたしますと240名ほどになりまして、都市整備部で約半分、上下水道局で約3割強という感じになっている状況でございました。

続きまして4ページでございます。同じく石川勝彦委員からいただきました、技術職の職員確保についてはどのようなことをしてきたのかというご趣旨のご質問でしたので、まとめさせていただきます。一番大きいのが採用試験の実施回数をふやしてきたということでございます。そのほか、昨年度から就職情報サイトへ掲載いたしましたり、大学へ就職説明会に参加したり、市内の技術高校へ訪問を行ったりしてまいりました。特に採用試験につきましては、募集などを含めて結構労力は必要なのですけれども、よりよい人材確保のために、特に平成23年度からは通常の試験時期より早い試験も含めて、前期試験、通常の試験、なおかつ欲しいという場合はさらに翌年を含めて3回やったということを通じまして、受験者の確保に努めてきたところでございます。

次に5ページでございます。同格都市との技術職員数の比較はどうかという、これも同じく石川勝彦委員からいただいたご質問ですが、人口の同格都市20市につきまして、土木、建築、電気、機械の職種別に、人口1万人当たりということで職員数をはじきまして、その順位も載せさせていただきます。順位が高いほど人口の割に対して職員が多いということを示しております。土木、建築ですと同格都市と比較して水準以上となっております、他市に劣っているものではないと思っております。

次の6ページでございます。これは石川善己委員からご請求いただきました資料でございまして、休職者の状況はどうかということでしたので、表にあらわさせていただきます。休職の理由別と長期、短期の期間別がわかるようにお示したものでございます。長期、短期の区分というのは、全国でも標準的に使用されております、長期の定義が1カ月以上、短期の定義を1カ月未満という形で、整理をしております。なお病気休暇・休職につきましては、メンタルの疾患とそれ以外のものと区別してございます。全体の中で実働に入っていない職員がどれほどいるのかということもお聞きしましたので、全体における割合もお示しいたしました。トータル的には3.7%という状況でございます。

それから7ページでございます。これは中村久雄委員からご要望いただきました自転車通勤の内容と考え方についてというものでございます。通勤手当につきましては、その負担の軽減を図るという趣旨で支給される、給与の一部ということでございます。自転車を初めといたしまして、自動車や原付バイクといった交通用具を使用する者の通勤手当については、合理的で経済的な経路による公共交通機関を利用したとするならば負担すること

となる額を勘案して定められているものでございます。実際の支給額につきましては、国家公務員と合わせて、抜粋でございますが表にいたしまして掲載させていただきました。基本的に国家公務員や他の地方公務員と同様の運用を図っているところでございます。

森職員研修所長

引き続きまして、職員研修所の追加資料のご説明を申し上げます。8ページから30ページにわたり、3件を提出いたしております。

まず8ページから15ページにかけて、石川勝彦委員よりご依頼いただきました建設技術系職員研修の内容がわかるものといたしまして、各講座の実施要領を提出いたしました。資料でございますとおり、年代別として新規採用職員、2年目職員、非役付職員、係長級及び課長補佐級職員、管理職員の5階層と、全職員対象の専門研修を3講座設け、それぞれの階層が身につけておくべきこと、心得ておくべきことを体系的に学べるように研修を設定いたしております。内容につきましてはごらんのとおりでございますが、補足といたしまして、受講対象人数を口頭で申し上げさせていただきたいと思っております。8ページ、9ページにつきましては、それぞれ受講対象者29名でございます。10ページにつきましては42名、11ページにつきましては54名、12ページは50名を対象として実施いたしております。また専門研修として、13ページが51名、14ページが33名、15ページが同じく33名となっております。

続きまして16ページから25ページにかけて、荒木委員よりご依頼いただきました市に寄せられた要望、苦情などの対応マニュアルである研修資料を提出いたしました。これまでも市としまして、市民の皆様への説明についての研修をたび重ねて行ってまいりました。この資料は各職場で市民満足度向上研修や接遇研修に取り組むときに活用できるよう、各職場に提供しているものでございます。

次に26ページから30ページにかけて、同じく荒木委員よりご依頼いただきました市民の方からいただいた要望の具体的なものといたしまして、平成24年度第40回市政アンケートから、四日市市民の声のうち、市職員への要望等について抜粋したものを提出しております。このアンケートはご存じのとおり、政策推進部広報広聴課が平成24年8月から9月にかけて、市内の20歳以上、無作為抽出された5000人の方を対象に実施しておりますもので、その中の自由意見、フリーアンサーに寄せられましたものの中から、市職員に対するご意見を抜粋いたしました。

森調達契約課長

調達契約課関連といたしましては、森 康哲委員から、ランク別に分けた入札結果並びに変更契約の件数、その割合ということでご請求いただいておりますので、ご説明させていただきます。資料は31ページになります。

まず、建設工事のランク別発注の入札結果ということで、四日市市では建設工事の発注におきまして、建築一式工事、土木一式工事、舗装工事の3工事につきまして、市内業者を対象とするものについてランク別の発注を行っております。

1番の建築一式工事でございますが、こちらにはランク別の発注金額と格付基準というものを(1)で表示させていただきました。表にありますように、例えばAランクですと、総合点が700点以上かつ年間の完成工事高が2億円以上、そして保有する技術者が1級国家資格者2名以上、さらに特定建設業の許可を有するもの、この全ての条件を備えたものがAランクという形で格づけされております。次に、総合点550点以上、完成工事高1億円以上、技術者が国家資格者2名以上という条件を備えるとBランクという形になって、その条件が備わらなかったものがCランクという形で、建築一式工事ですと市内に135社の登録がございますので、その135社をこの3ランクに分けているところでございます。

(2)にそのランク別の入札結果につきまして、本庁と上下水道局に分けまして整理しております。一部価格帯につきましてはランクが重複しておりますので、純粋なランク別の統計にはなっておりませんが、ご容赦ください。例えば4段目ぐらいにAランクというものがあるかと思いますが、Aランクは対象5000万円以上になりますが、こちらの場合年間発注件数は9件で、落札率を見ますと85%となっております。3段下がりましたA・Bランクが対象となりますと、件数で23件発注しまして落札率84.9%、さらに3段下がりましたB・Cランクの対象となりますと、10件の発注で88.7%ということで、この表からはB・Cランク、つまり1000万円未満の工事で少し落札率が高いということが読み取れるところでございます。

ページをめくっていただきまして32ページは2番として土木一式工事になります。土木一式工事については、市内の登録業者数が315社に上るということもありまして、AからEの5ランクに、こちらも総合点ほか建築一式工事と同様の4項目で、ランクの格付をしているところでございます。

(2)に入札結果をあらわしてございますけれども、こちらもAからEという形で表示してございますが、こちらから読み取れることといたしましては、建築一式工事とは逆に

ランクが低くなるほど、いわゆる工事の規模が小さくなるほど、落札率が少しずつ下がっているというところがございます。また表の右端を見ていただきますと、前年度の落札率とも比較が出ておりますが、落札率が前年に比べまして総じて上がっていることが読み取れるところです。これは考察してみますと、土木一式工事並びに舗装工事というのは抽せんによる落札決定が多くなっております。つまり最低制限価格と同額での落札が多いという状況でございます。そんな中で平成24年4月1日から、最低制限価格の計算式を改正してございまして、引き上げております。平均で最低制限価格が2%アップするという形で試算されてございまして、そういった意味から前年比1.2%から2.5%当たりというところで、まさにこの最低制限価格の計算式の改正が、こちらに反映されたものではないかと推測しているところがございます。

次に33ページは3番の舗装工事になります。舗装工事に当たっては、市内の登録は201社ということで、AからCの3ランクに分けております。分け方としては総合点ほか3項目で、このほか特定建設業の許可だけは除きますが、ほかは土木、建築と同じような形でランクの格付をしているところがございます。

(2)にその入札結果をあらわしてございまして、こちらの結果から読み取れることとしたしましては、ランクが低いほうが、若干ですが落札率が低いのではないかとこのところでございます。

さらにページをめくっていただきまして34ページはもう1点の資料ということで、建設工事・測量設計業務に係る変更契約をあらわしたものでございます。入札方法別に、上下水道局による契約も含めまして整理させていただいております。

一番上の二重線で囲まれた部分が建設工事のまとめですが、833件の契約のうち449件で変更契約を行っております。割合にしますと53.9%に上ります。契約額で見ると140億円余りの当初契約ですが、それに対し6億円弱の増額ということで、率にしますと4%強増額をしているということがございます。

また中段より少し下、これも二重線で囲ってございまして、測量設計業務のまとめとしたしましては、123件の契約のうち68件で変更契約を行っていると。割合にして55.3%になります。契約額で見ますと7億2800万円余りの当初契約に対しまして、1600万円余り、率にすると2%強の増額となっているところがございます。

また表の欄外、下のところに主な変更契約の内容ということで、数の多いものを列記させていただきました。アスファルト殻の処分量の増減でありますとか、地下構造物の処分、

湧水による工法の変更等とございますが、いずれにしましても設計当初と工事現場の状況が一致していない場合や、発注時におきまして確認困難な要因に基づく場合など、真にやむを得ず当初設計に差異を生じた場合に限定し、設計変更を行い、そして変更契約を行っているところでございます。

市川検査室長

35ページから38ページについてご説明いたします。この資料については森 康哲委員から請求があった工事成績評定書でございます。括弧して土木工事という表示になっております。ほかに水道工事、管繕工事、設備工事という4種類の工事成績評定書がございますが、内容につきましてはほとんど同じということでありまして、土木工事のほうで説明させていただきます。よろしく申し上げます。

太枠で大きく二つの欄がございます。右側のほうが、主に工事成績表という部分でございます。大枠の一番上のところに監督職員考査基準と書いております。左端には項目という欄があるんですけども、施行体制、施工管理、出来形、工程管理について、それぞれ優秀であったか、良好であったか、普通であったか、やや不良であったか、不良であったかの判断を、監督職員がするものでございます。さらにその下に検査職員の考査基準という欄がございます。検査職員は何を見るかといいますと、項目については完成後の状況を見て判断するというので、同じく優秀、良好、普通、やや不良、不良という判断をいたします。

次に36ページ、37ページをごらんください。これは実際に監督職員が評定をするときに使う書式でございます。この書式につきましては、パソコンのエクセルを使いまして、こういった評定をしていくということをやっております。これを監督職員は、土木1と土木2という、36ページと37ページの内容につきまして、監督職員が評定すると、このようになっております。

それから、38ページにつきましては検査職員が評定するときの資料でございます。

富田IT推進課長

39ページにつきましては、石川善己委員からいただきました現在システム共同運用をしています総合行政ネットワークがどういうものかということと、それから共同メニュー、運用での負担割合、この辺の考え方についてということで、LGWANと住民基本台帳ネ

ットワークについての資料の請求でした。

まず総合行政ネットワーク、俗にL G W A Nと言われるものですが、こちらにつきましては地方公共団体の組織内のネットワーク、庁内L A Nを相互に接続し、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、データの共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティーを維持した行政専用のネットワークです。こちらにつきましては、都道府県、市区町村、一部事務組合というものもふえています。運用としては平成13年度から開始されています。このL G W A Nにつきましては、国の府省間ネットワークであります霞が関W A Nとも相互接続しておりまして、国の機関との情報交換にも利用されております。簡単な絵を出しております。このL G W A Nを使いまして四日市では、電子メールというのは標準的なサービスとしてあるんですけれども、このほかに地方税の電子申告、e L T A Xですね、それから後期高齢者システム、全国瞬時警報システム、Jアラートと呼ばれるものですが、こういったもののアプリケーション・サービスも活用しております。

このL G W A Nに係る経費の負担割合なんですけれども、四日市市は平成15年度から開始しています。四日市を初めとした8市町で関連機器を共同調達して運用を開始しています。平成20年度に1回目の機器更新を行っておりますけれども、こちらのほうは共同利用というものはないので、市町ごとに同一機器を導入するというので、規模による差はありません。したがって経費は8市町で共同調達をして均等割という形になっています。この1回目の更新のとき、初期経費として一律に240万円ほど、それから平成21年度から平成25年度の各年間の運用経費として144万5000円ほど負担しております。

一方、住民基本台帳ネットワークにつきましては、平成13年度から四日市を初めとして現在9市町、当初は合併前で16市町ですが、共同運用を開始しています。平成19年度に1回目の機器更新を行っております。こちらのほうは共同運用という形になっていますし、規模によって機器等の標準も違いますので、それぞれによって負担割合は変わっています。考え方としては、初期経費、機器の経費は人口規模によって標準が違いますので、現在ですと5万人以上、5万人未満ということで負担額の標準を決めて、それぞれで割っています。それから運用経費につきましては、なかなか難しいんですけれども、現在使っていますのは財団法人地方自治情報センターが行った電算経費調査の分析結果をまとめた計算式があります。これは人口が仮に倍になった場合、情報化にかかる経費が1.5倍となるといった統計があって、これに基づいた指数があります。これに基づいて計算をしております。

ます。

下に示しました費用につきましては、初期経費に当たるものが四日市では130万円ほどで全体に占める割合は15.6%。運用経費のほうは1074万円ほどで全体比27.2%。運用経費につきましては人口割合が入りますので負担割合がふえるということです。合計につきましては1200万円ほどで比率としては25.1%。平成22年決算では1370万円ほどありますので、差が173万円ほどありますが、こちらの分は、カード発行経費とか個々の自治体で経費として算出されるものはここに入れておりませんので、別の資料の金額とは違いますけれども、ご容赦ください。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

ちょうどいい時間になりましたので、午前中はこれぐらいにしたいと思います。昼から委員の皆様方には激論をお願いしたいと思っています。

再開は午後1時からとします。

11:57 休憩

12:59 再開

毛利彰男委員長

再開いたします。

午前中に説明をいただきましたが、委員の皆様方から質疑をいただきます。

石川勝彦委員

資料をたくさん出していただきましたので、お尋ねしていきたいと思います。

3ページの技術職員数の問題ですが、現場状況からこの人数で適当なのかどうか。私は何度も何度も監査委員をさせていただいていましたので、そのときの感じとして、非常に現場の技術者の負担が大きくて、年間の残業時間が700時間から1000時間というのが結構ありました。この辺の改善となると、数の問題ですよね。やはり頭数が少なかったら、どうしても一部の人に負担が行く。人数がいればローテーションしながらやれるんですが、

いないと1人の人にしわ寄せがどんどん来るといふ、そういうことが結局、本当に技術者としての職責を果たすことができるかということになりますと、心配な部分があります。特に都市整備部については、それが言えるのではないのでしょうか。

4ページの技術職員の確保についてということですが、年に3度も4度もやっていただいていると思いますが、いつも募集されるのは若干名という形ですよね。応募状況というのは一体どうなのかということで、民間企業、いわゆる土木関係は、まだ人が埋まっていないというか、いわゆる開店休業というか、休業の状態のままでいる会社がたくさんあります。当然、今日のような社会情勢になってきておりますので、経営者としては引き続きという思いがあるんですが、商売に例えてみますと、店員さんとして1月いくらかもお客さんと接客していない、販売にもつなげていないのに給料をこれだけもらっているのかしらということで、四日市の一番街などは、ここ10年ぐらいの間にそういう声を聞かせていただいて、おやめになる。やめてくださいと言うのはつらいものですから、みずから身を引くというようなことをたびたび聞かせていただきました。技術畑の場合は、数年前は55歳ぐらいでどっとやめましたよね。その方々の何人かは再就職をさせていただいたけれども、その会社も余り順調にいかなかったところもありました。

そういう状況の中、応募状況というのは、民間がやや低迷しているという中で、手を挙げて応募してくる人は多いかと思いますが、前段で申し上げましたように都市整備部などは残業が非常に多いということから負担も多いということで、その辺の問題はどのようにお考えでしょうか。まず一つ聞かせてください。

室町人事課長

技術職の数の問題もありますし、残業の問題もご指摘をいただきました。他市との比較もございまして、特にうちが劣っているとは判断しておりませんが、時間外勤務が多いとかという問題は、一定あるということは認識をしています。

それに、最近ですと新規採用職員が多くなってまいりましたので、技術職に限らずいろいろな部局で経験の少ない職員が多いという状況が起きておりまして、そういうことも効率を下げている要因になっているのかなと思います。

今、採用を積極的にしておりますので、数年たつころには安定してくるのではないかと、そのように思っています。今後も時間外勤務の件も含めまして、各部局とよく話し合いをしながら、配置や採用をしてまいりたいと思います。

石川勝彦委員

今のお話ですと、新規採用の方が多から経験不足だと。だからある程度経験が豊かになるまでは辛抱しなさいというようなことですが、先ほど申し上げましたように、いくら若くても1年間700時間も1000時間も残業しているような状況で、果たして健康は保てるかという。まして精神的な病気、いわゆる鬱とか躁とか、そういったことで引きずるようなことになってしまうと、本当に職責を果たすことができなくなってしまうんですね。

建築基準法が見直されて、そして最近は建てるものが少なくなったから、幸いにして審査する量も減ったとはいえ、より複雑になっておりますので、その辺のところについては時間がかかると。確認申請をおろすという重要な立場である上に、一生懸命に取り組まなければならない。技術畑の人というのは私たちみたいなざっとした人間と違いますので、的確にやろうとする、しなくてはならない、そういうところから大変心配な部分も引きずってしまうということで、数年たつとよくなるということであっては、やや答えにならないと思うんですね。まあ、いいように理解しておきましょう。

それから5ページの人口同格都市の技術職員数ということで、本市を入れて21市挙がっておりますが、各自治体において事情がそれぞれ違うと思うんですね。この人数の順位について、うんうんとわかる部分もなきにしもあらずですが、これでいいのかと。先ほど人事課長は評価するというか、まあ、こういう状態でというような言い方をされましたけれども、この同格都市の比較の中において、順位が高いところはともかくとして、順位の低いところというと、13位、14位になる。だけれど9位とか5位とかこの辺のところも、問題がないことはないと思うんですね。だから、同格都市のご苦労も分析しながらやっていくということで、初めて技術者の職員数を安定した状況に保てると思うんですね。その点についてどのようにお考えですか。

室町人事課長

同格都市の比較という中でお話をいただきました。この同格都市というのは、総人口で比較をしております。したがって四日市市ですと市立四日市病院があつたりしますが、その職員の分も含まれておりまして、例えば普通会計でいきますと、今の同じ比較でありまして大体順位が平均6位ぐらいに来たり、そのあたりの水準にはおります。なので、でき得る限り今ぐらいの陣容で頑張っていたきたいというふうに、人事サイドとしては今考えているところです。

石川勝彦委員

本市は工業都市、いわゆる産業都市としての存在ですよね。だけどこの中には県都としてある存在の市もあれば、農業都市として今日に至るところもあれば、観光都市としての町もあります。だからその辺のところでバランスをどういうふうに分析して、本市の場合は今の段階では決して問題があるわけではなくて、安定した状況にあるというようにとらなければいけませんかと思うんですが、でもやはり先ほども言いましたようなことについてはしっかりと、企業は人なりという、そういう人の存在をもっともっと重要視していただいて、市民サービスの低下を来さないようにしていただかないといけないのではないかなと思うんですね。確認申請ができるだけ早く欲しいんだけどもという場合も、苦労していただいて非常に遅くまでやっていただかなければいけない、それでやっと間に合わすというような状況が非常に多い状態にありますよね。だからこの辺のところを考えると、やはり建築関係、順位でいうと5番ですけれども、一つの建物を建てる場合でも、建築だけでなく電気もありますよね、設備もありますよね。だからその辺のところをよく考えた上で技術者の人員配置というのをしっかり考えていただきたい。余分な人員配置を求めているわけではありません。病院もあるし、いろいろなものが本市としては備わっておりますので、しかし偏りが無いような人員配置をお願いしておきたいと思います。

次に、その後で出していただきました職員研修のところでございますが、職員研修の中に技術者の職員の研修を入れていただいたことについては、大変うれしく思います。専門のところは講師も立派な人たちのそろい踏みですが、普通の職員研修の内容において、初級とかあるいは上級まではどんな講師が来ておられるのかわかりませんが、受講者、いわゆる受けられる職員の感想とか、そういったことは把握しておられるかどうか。当然技術者というのは、技術を持っていても、つい最近までは一回も、事務系の方は研修を受ける機会があったけれども、技術者の方はなかったということで、他市の例を挙げながらやっ取り上げていただいたということで、非常に評価したいところではありますが、やっているだけではだめで、さび切った刀を研ぐことができるような研修内容なのかどうかということと、また、やっ現実合った、今の時代に合った技術を取り戻すことができた、研修を受けてよかったというような評価を受けていただいているかということについて、受講者の感想とかあるいはアンケート等でどのように把握されているのか、その点はいかがですか。それから、講師はどのような人たちをお呼びになっているのでしょうか。その点について教えてください。

森職員研修所長

石川勝彦委員から、講座を受けた方々の感想、意見なりは聞いているかというご質問でございました。

これにつきましては受講アンケート、受講報告というものを各職員から求めております。そこで5段階評価で理解度とか満足度というものもございしますが、それ以外にも技術系職員の研修の中身について、どういうことに役立つかということで数点観点を下させていただいて、それぞれの観点からこれは役に立つ、よく役に立ったとか、なかなか役に立ちそうもないといったものを5段階で書くようなアンケートを聴取しまして、次の研修に生かせるようにしてございます。

あと講師でございますが、済みません、そこには書いてございませんでしたが、例えば建設技術センターの職員である大西先生といった方であるとか、建設技術センターに属しておられる方々にお越しいただいております。

石川勝彦委員

ありがとうございました。講師については講師として適正な方をお呼びいただいているということで、聞かせていただいたように思います。

それから受講者の感想ですが、5段階評価ということですが、私が言いましたように、技術というのは、例えば極端なこととか、つい最近まではそのようなことが言えるんですが、大学を卒業して技術を身につけてきた、資格を得てきても、そのまま10年、20年、30年たっていたら、それこそ刀に例えればさびているから抜けないというような状態だから、これでは役に立たないのではないですかと。だから自然と外注、いわゆる外部委託せざるを得ないのではないですかと、こういうようなところから始まったわけです。それが今のお話で、自己評価して皆さんそれぞれ職員研修所へ向けて評価をいただいているというようにとらせていただきましたので、まあ、よしとしたいと思います、技術者は常に、新しい技術がどんどんどんどん出てまいりますので、研修以外にもそういう情報をちゃんとキャッチしていただきたい。そういう業界の新聞もありますので、そういうところから抜き出して、やはり必ずフォローしていただくことが、一般事務職と違った立場での役割であろうかと思います。だから技術者の職員研修についてはその辺のフォローもしていただくことが、せっかく今いい評価をいただいているならば、していただければありがたいと思います。これは要望しておきたいと思いますので、よろしく願いいたし

ます。

荒木美幸委員

石川勝彦委員に関連して、研修の部分でお聞きしたいと思います。

まず、資料をいろいろありがとうございました。議案聴取会の際にクレーム集のようなものがあるかとお聞きしましたところ、それはないというお返事だったのですが、それを踏まえて、それにかわるものとしてこの市政アンケートを載せていただいたという理解でよろしいですか。

森職員研修所長

はい、そのとおりでございます。

荒木美幸委員

市政アンケートは私も毎回拝見しておりますが、これはこれですごく意味のあるものだと思います。ただ、やはりこれをいかに生かすかということが重要なんです。やはりこういったものをいかに分析をして、課題点を見つけて、それをもとに研修に結びつけていくという仕組みであるとか、活用が重要だと思いますが、そういった取り組みはいかがでしょうか。

森職員研修所長

荒木委員から、こういったクレームを改善するための仕組みをとということでご質問を頂戴いたしました。

現在、庁内で待遇向上に向けたワーキンググループというものを立ち上げさせていただいております。その中でどのような待遇をしていけばいいかということを考える中で、当然こういったものを参考にさせていただきながら、クレームを頂戴した場合、あるいは頂戴しないようにするにはどうしたらいいかということを、しっかり話し合ってもらいたいと考えております。

荒木美幸委員

今、やはり利用者の方々の意識はとても高まっていますし、非常に多様な顧客がいると

ということで、本当に窓口対応も大変だと思うんですね。でもリスク管理で、それを今おっしゃったように未然にいかにか防いでいくかということが仕事を減らすことにもなると思いますので、本当にここはしっかりとやっていただく必要があると思うんです。市政アンケートもいいんですけども、やはりそれぞれの課によってクレームの傾向も違うと思うんですね。そういうものをこれからはきちんと把握していくべきだと思っているんです。ですからクレーム集のようなものをもう少し細かく、各部あるいは各課で作っていただく場合もあり得るかもしれません。

といいますのは、市民の方から私が比較的小言をいただくことが多いのは、地区市民センター、保護課、市営住宅課、こういったやはり顧客接遇が非常に多いところに対するクレームが多いんですね。これはいたし方がない面もあるんですけども、そういったところに来る方々の傾向を把握したり、理不尽なもの、目的が違うものもありますので、そこは単なるクレーム対応だけではなくて、危機管理対応能力もつけないとこれからの時代はいけませんので、そのすみ分けをちゃんとして、職員の接遇能力を上げていくということが必要ではないでしょうか。

それと、市政アンケートを拝見して思うのは、本当に残念なことに、基本的なことができていないためにいただくクレームがいっぱいあります。ということは、今ワーキンググループとおっしゃいましたけれど、いかに基本をまずきちんとやるか、その上でのクレーム対応だと思いますので、そういったところをもう一回やはりしっかりと見直すことが、CS向上というか、これはCSの観点でいうならば、やはり信頼獲得のためだと思うんですね。ですからそこをやはりしっかりと心を入れてやっていただきたいと思います。

また、研修資料もつけていただいております。ありがとうございます。それでトラブル処理のところなんですけど、まず研修として使うものはこれだけでしょうか。確認です。

森職員研修所長

おっしゃるとおり、トラブル処理というか、苦情に関するものはこの部分になっております。

荒木美幸委員

時代の傾向から見ますと、ここはもう少しというかもっとしっかりと取り組むべきだと感じます。クレーム対応力をつけるということは職員自身を守るためでもあると私は思っ

ているんです。この資料は研修資料であり、マニュアルとは言えないものだと思います。本もいろいろ出ていますし、いいものもありますので、そういったものをちょっと研究していただいて、もう少しここを濃くするというをお願いしたいと思います。

そして先ほど、市政アンケートからいろいろな事例があるというお話もありましたけれども、クレーム集をつくるということは、やはりそこから各課において研修をするとき、この課はこういう傾向のクレームが多いから、じゃあ、この事例をもとにシミュレーションするとか、ロールプレイングをするということを徹底してやらないと、いつまでたってもクレームはなくならないと思いますので、そういう身のある研修につなげていただきたいですし、何よりもこの研修資料の初めのほうにもありますが、職員の対応がイコール市のイメージづくりに大きくかかわってくることを考えますと、とても重要だと思っていますので、期待も込めてここをしっかりとお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

森職員研修所長

ありがとうございます。

先ほど申し上げましたワーキンググループの中で、再度マニュアルを見直していくということをやろうとしておりますので、その中で、今頂戴いたしましたご指摘については十分にしんしゃくさせていただいて、生かしてまいりたいと思っております。

石川勝彦委員

今、職員のマナーの関係で荒木委員からいろいろとお尋ねもありましたが、この17ページの挨拶と言葉遣いのところには入っておりませんが、職員の皆さんの窓口での対応は、お金をもらうときはありがとうございましたですね。書類をもらうときとかそういったときもありがとうございましたでなければいけないのに、ご苦労さまですという言い方をしているんですね。このご苦労さまですというのは、上から下に向けて言う言葉なんです。だからこれは禁句ですから、絶対に本市としてはないようにしないかんと思うんです。

窓口を市役所の1階に置いているところは、銀行の窓口と同じような状態で、結構総合的な窓口ということで、今までも何度も何度も、提案まではいきませんが、いろいろなところを見せていただいておりますが、そこでは必ずいらっしやいませとありがとうございましたの言葉に終始するんですね。これがないと市役所のイメージは良くなならない

と思うんです。研修だけでなく、それ以前の問題だと思います。

それから、職員の皆さんが市民の方に対応するときの頭の下げ方、これがとにかく首だけ下げているんですよね。軽く下げているというか。本当に心から頭を下げるという、お客様に対する頭の下げ方まではしなくてもいいかもしれませんが、もう少し親身になってほしい。市民の方はいろいろ用事があって役所へくるんですよね。そのとき市民の方にありがとうございましたという言葉を使っても、ありがとうございましたというときの黙礼の仕方、これは非常に大事なんですよね。私も企業マンでありましたときは、これに始まるということ。それから面接でもそうですよね。頭を下げる、これだけでバツか丸かどちらが決まるということで、よくやってきたんですが、職員の皆さんも、年をとるともう無理かもしれませんが、それでもやはりまだまだ人生還暦まで行っておりませんので、それまではやはり柔らかく対応していただくことをお願いできませんでしょうか。

秦総務部長

窓口対応の基本となる挨拶、頭の下げ方についてご提案をいただきました。確かに市職員の悪いところというのか、どうしてもサービスを受ける市民の方への言い方として、先ほど言われたようにご苦労さまというのが非常に多いと思います。わざわざ来ていただいてありがとうございますの省略形だと思うんですけれども、そういった形の表現がどうしても多くなっています。

また、荒木委員からもご指摘がありましたように、入口の部分というのは非常に大切です。職員が来庁された市民にどういうふうに見えるかというのは、それも挨拶の部分であったり、もちろん中身が重要ですが、その形の部分というのも非常に重要だと思っております。

先ほど職員研修所長が申し上げた、今年度の待遇改善の取り組みの中では、いろいろなマニュアルをつくり、その後も細かいところはあるんですけれども、まずそこでやりたいのは一つ、何か形から入る部分も必要だろうということで、挨拶の仕方、今言われましたいらっしゃいませ、あるいはありがとうございますという、そういう形の部分、何らかきちんとしたものを取り入れさせていただいて、これを全庁的に一度徹底してみたいというふうに思っております。

貴重なご提案ありがとうございます。

石川勝彦委員

総務部長からご答弁いただきましたが、どうぞひとつ、特に1階、2階、3階では、いらっしゃいませという言葉で言われたら、役所も変わったなど、こういう思いが必ず伝わると思うんですよね。どうぞひとつ、にわかにはできにくいかもしれませんが、ぎこちないかもしれませんが、ぜひとも頭を下げることで、そういう言葉で迎えるということ、そして締めくくりもちゃんと、ありがとうございましたということ、これをやはり心がけていただくようお願いしておきたいと思います。

総務部長、しっかりと全職員に向けて大号令を発していただきたいと思いますので、お願いいたします。

中村久雄委員

石川勝彦委員のおっしゃった話、ぜひ幹部職員の方から率先して、市民の方と役所でずれ違うときにいらっしゃいませと言ってもらったら、窓口もやりやすいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、荒木委員もおっしゃった苦情処理、トラブル処理ですけれど、これは一丁目一番地にやはり苦情は宝の山、苦情をいただいたことにまず感謝しましょうというところから入っていかなくてはいけない。前向きな姿勢でまずご意見ありがとうございますというところから、どういう対応をするかという、この態度でないと、もう全然、相手さんへの伝わり方が違いますので、研修はイの一番に、苦情は宝の山ですよ、それはもう感謝してお聞きしましょうというふうな内容がなかったらだめだと思います。これちょっと読ませてもらって、感謝の気持ちがないんだとちょっとびっくりしました。

2点目ですけれども、いろいろ先ほども話がありました、地区市民センターの職員の態度が悪いというのが結構あると思うんですけれど、これは人物がある程度特定できると思うんですね。その後の指導というのはどういうふうにされていますか。

森職員研修所長

まず、トラブル処理のところで感謝の気持ち、宝の山であるということについて記述がないと、態度がないということについてご意見を頂戴いたしました。確かにそのとおりでございます。この資料はそういったところが若干薄くて、読みにくいものになっておりますので、今度ワーキンググループのほうで新たなマニュアルをつくる際には、必ずそれ

を踏まえてつくってまいりたいと思います。現在、外部の講師を招いた講習の中では、そういった表現を必ず入れていただいておりますので、そういった部分での徹底は一部図られております。

続きまして、市民の声の部分でございますが、これにつきましては所属であれば特定できる場合もあろうかと思っております。その場合は、これはホームページ上にも載っておりますし、こういうものが出た場合は職員にみんな通知をしてございますので、必ず読んでいるものと思っております。そうなった場合、所属長なりから、こういう声があるということは認識しているはずでございますので、そういった部分で所属長はそれぞれ対応していると、私は思っております。

ただ、中身が個別具体でわかる部分について、事情がわかれば対応のしようもあるんですが、やはりわからないものも若干ございます、無記名ということもありますので、そういったものについては十分な対応はちょっとできていないかもしれないというところがございます。

中村久雄委員

所属長による指導はなかなか難しい面もあるかと思うんですけれども、個別、具体的にやりつつ、大体もしかしたらという感じのところを一緒にヒアリングしながらいったら、いろいろな思いとかも聞けると思うのでよろしくお願いします。

公平委員会への苦情は、昨年度は実績がなく、平成23年度は1件あったということですが、なかなかこれも、いきなり公平委員会に苦情を言うのは非常に勇気と思い入れが要ると思います。それまでにどういうふうに吸い上げていくかという部分が、こういうところから一つのデータとして出たところが、何かバックにあるのではないかというような話を聞けるいいタイミングでもあると思います。この苦情は氷山の一角ですから、その中を知れるような課題達成型の評価制度を導入すれば、その辺も読み取れる材料になると思いますので、ぜひいい職場を目指してやってほしいという要望で終わります。

石川善己委員

先ほど来からマナーの件でお話が出ていますが、自分も一点だけちょっと気になっている点だけ言わせていただきたいと思います。庁舎内で、庁舎外でもいいんですけれども、会った人全部、議員であろうが、業者さんだろうが、知らない人だろうが、やはりおはよ

うございますとこんにちはは、全ての人にお声をかけるべきかなと思います。全然知らない人とスルーしているケースが、すごく見ていて気になっていて。全く知らない人でも、ばったり会っても、エレベーターを乗り合っても、やはり一声、職員同士も含めて、おはようございます、こんにちはぐらいはきちっと言うような習慣をつけていくことが必要なのではないかというのを感じたので、それをまず前段として一点申し上げておきます。

それで、資料をありがとうございました。L G W A Nはこの資料で非常にわかりやすく、負担割合の根拠も示されていますので、特に伺うことはありません。

もう一点、休職者の人数と内訳についての資料も頂戴しまして、これについてもう少しお伺いしたいと思います。まず病気休暇・休職の人数、1月未満が3人とあるんですけども、これ実際にメンタルの方が1月未満で復職、本当に完治して出てこられるものですかね。すごく違和感があるんですけど、どうなんでしょう。どういうふうに把握をされているんでしょうか。

室町人事課長

1月未満のメンタル休暇の者についてお尋ねをいただきました。これは今年度7月末日現在の取得で判定しておりますので、このような数字が出ております。メンタルで休みましても2週間ぐらいで復帰する者もいたりする場合がありますし、必ずしも長期ということではございません。今の段階でこの3人という数字が、確かに1カ月以上になっているという場合もございますし、1カ月未満で復帰してくる者も複数おります。

石川善己委員

私の個人的な感覚の中では、メンタルってそんな簡単に完治しないのではないかと、一時的にいい傾向になっている可能性はあるにしても、本当に戻ってきて仕事に耐え得るのかなという疑問が正直あります。当然、医師の診断書等も含めて復職を認めているだろうとは想像するんですが、このあたりちょっとデリケートな問題かなと思いますので、よく観察を含めてお願いしておきたいと思います。

もう一点お伺いしたいのが、長期を含めて要はメンタルで14名が休職ということですね。この14名、1月未満の3名はとりあえず除いた11名の中で、これはよく聞く話なのであれですが、例えば1年半とか2年近く休んで、復職してきて1カ月とかで、またすぐ2年近く休んで、その繰り返しという方も何人かお見えになるという話も聞いているんですが、

そのあたりの数、要は複数回にわたってメンタルで休職を繰り返しているような人数というのは把握されていますか。

室町人事課長

今ちょっと詳しい数字は手元にはございませんが、過去においてそういう者も若干、実際におられます。ただ制度等もいろいろ変わってまいりまして、今後例えば断続的に3年そのようなことを繰り返す場合には改めて厳しい審査をするですとか、そういう制度を入れてまいりますので、そういう者は将来的には減っていくものと考えております。

石川善己委員

その辺、本当にいろいろと対応を考えていっていかなければならないかなと思います。本人さんにとっても大変不幸なことだと思いますし、それをカバーしている周りの職員さんも非常に負荷が大きくなると思いますので、そのあたりの方向性をもう少しいろいろ、多岐にわたって考えていっていただきたいと思います。

もう一点お伺いしたいんですが、99名の休職者があると。育児休業や産前産後休暇、介護休暇については事前にいろいろな手続も経ているので、人的な対応は可能かなと思うんですが、突如の病欠で、そこから長期休暇に入ってってしまうというケースも多々あるかと思うんです。そういった中で、やはり本当にぎりぎりで行っているように見える部署もたくさんあると思っているので、その辺の人的な対応とか考え方とかについてちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

室町人事課長

急なメンタル、疾患への対応などはどうかということだと思うんですが、メンタルはやはり突然、診断書を提出されるという場合がほとんどなんですけれども、大体先ほどの長期、短期の基準もあるのですが、半月ですとか1カ月見た時点で、その職員の相当人数については、人事課で費用を持ちまして臨時職員を雇って補充をしているという状況でございます。

石川善己委員

結構以前に比べて職員数が減ってきていますよね。そういった中で、やはり1人抜ける

というのが非常に大きい負荷になる部署もあると思いますので、その辺のケアもしっかりと考えていっていただきたいと思います。

先ほど来市政アンケートの話が出ていて、その中で職員が多いのではないかというお声も出ているんですけども、個人的にはトータルで減らすことは考える部分もあるかもわかりませんが、一律に何%ずつ人を減らしていくとかいう考え方は非常に、自分の中で納得できない部分があって、やはり各部、各課においてこれだけは必要なんだという適正な人員配置をつくってもらって、それに合わせていくと。今見ていてももっと人が要るのと違うかなと思う部署もありますし、逆にこんなにも要らぬのと違うかなという部分もあります。これはもう個人の感覚なので見る方によって違うと思うんですが、そのあたりの適正な人員配置の基礎になるものというのは、今でもお持ちだと思うんですが、精査をしていっていただきながら、メリハリをつけて、必要なところにはもっと人を入れていくという部分も考えた上での、人事配置の資料をおつくりいただきたいなと要望として申し上げます。

石川勝彦委員

今の関連で、もう一つお尋ねしたいと思います。

総務部長も人事課長もご承知だと思いますが、市民との接触の多い部署に重いメンタルの患者さんを配置しているというような状況で、しかも重い役割を背負わなくてはならない、人生経験豊かな人で当然役もついておりますけれども、そのまま引きずったままで勤務しているというような状態では、職場の周りにも迷惑がかかりますし、あるいは市民にとっても不信感を募らせることにもなるかと思います。そういううまくいっていないところがありますが、それについてどのように思われるかということと、本来休職させるべきであって、そのまま配置しているということについては問題があるかと思いますが、その辺についてどのようにお感じになっておられるでしょうか。

室町人事課長

まず復帰に際してでございますが、基本的には本人のためも考えてもとの所属に戻すということが基本となっております。本人もそのほうがまず戻りやすい。さあ、復帰だというときに、もとの職場ということを除きましたとしても、少数の職場に配属するか、どのようなところに配属するかというのはなかなか難しい問題があって、我々もなかなか決め

かねているところはあります。基本はもとの職場に戻すということにしております。

それで、ちょっと治っていないのではないかという趣旨のお言葉をいただきましたが、私どもは一応診断書もとって、本人との面会もし、産業医とも面会をさせ、所属長とも面会をさせ、今後どのような仕事を与えていこうかということ相談の上、復帰させておいて、何とか一定の働きはさせる、そういう役割をそれぞれ所属で考えてもらって、その一定の範囲で仕事をきちっとやっていただきたい、こう思いつつ復帰をさせております。

石川勝彦委員

形式的には人事課長として当然のことをなさっていると思います。しかし診断書があるから、あるいは産業医や所属長と面会したからといっても、今言いましたように、一定の働きを本来してもらわなくてはならないのができていない。また周りの方たちとの連携が全くとれていないような状況で、全く違和感を覚えざるを得ない。どうしたらいいのか、触らぬ神にたたりなしというような感じで現場にいて、出てきているから何とかしてもらいたいなという思いがあっても、やはりメンタルな病気を引きずっていますので、なかなか思うようにいかないというような状況です。1人ふやしたとか何とかと言いますけれども、定年退職直前の頭下げること知らないような人、連携もようとならないような人を配属して1人ふやしましたといったところで、これは市民を多く受け入れる場所として余りにもお粗末と言う以外にないと思うんですね。

だからもう少し現場の状況を知って、そして長いことメンタルを引きずっているわけですから、いろいろとケースワーカーとか、あるいはそういう専門の方に指導も、あるいはフォローもしていただいておりますけれども、なかなか現場では役に立たない。本人の病気は少しは改善しているかもしれませんが、今の状況を見ると現場ではもっともっと悪い状況にあって、かえって皆さんに迷惑をかけて、おらないほうがかえっていいのかなというような雰囲気すら聞こえてくるんですよね。だからその辺を考えた場合もう少し、人事労務というのは賢明な形で、現実合った状況で、まして市民を相手にするセクションですから、そういう拠点の中での人事配置というのは、もっともっとシビアに考えていただかなくてはいいかんのではないかなと思うんですね。その点どういうふうにお考えですか。

辻総務部次長

一般論というか、総体的には先ほど人事課長がご答弁申し上げたとおりでございます。

ただし、やはりその時々状況によって、これはかなり異なると思います。例えば一般論では余り環境を変えないほうがベターであろうということで、もとの職場と、結論だけ人事課長は申しました。

ただ私ども、現在完全にやれているかという、これは反省も含めてご答弁申し上げているんですが、一定期間休んだ場合、無理してでも復帰したいと職員が考える場合が非常に多うございます。それで先ほど石川勝彦委員がご指摘のような状況も生まれるのかなということで、最近といいますか少し前から、一定期間休んだ職員に対しては、主治医さんの診断書だけではなくて、それとは別に市の産業医にお願いしまして、産業医との具体的な面接の場を、一定期間過ぎましたら必ず面談をするというのを必須にしています。かつその産業医の先生と、本人とは当然ですが、その前にその所属長や係長からの状況も産業医に聞いていただいて、かつ本人の同意を得た上ですが、産業医と主治医の先生とのやりとりもしていただいた上で、本当に無理していないのかな、云々をするように始めたところです。ただ、それが全てうまくいっているかという、これは反省も含めてという状況なんですが、ただ石川勝彦委員のおっしゃったことは非常に、反省も含めて何とかしないといけないとは思っています。今申し上げた試みもその一つでございます。

あと人事課長が申し上げた、環境が変わらないほうがいいという一般的な考えはあるんですが、ただそれも、先ほど申し上げたような状況によって、やはり環境を変えたほうがいい、それが結果として職員もよくなるけれども、それ以上に職場環境でありますとか、市民サービスの向上にもつながると、そういうことで変える場合もございます。だからこれはもうケース・バイ・ケースになりますので、先ほどの時間外勤務なり職員配置もそうですけれど、個別に判断していく部分と、総合体として判断していく部分、その辺のバランスをとりながらやりたいというふうに、現在もさせていただいておりますし、していきたいと思っております。

石川勝彦委員

本人主体、あるいは職場全体という立場でというふうなお答えをいただきましたけれども、現状をしっかり踏まえまして、これ以上悪くなるようなことであると決して好ましい状況ではありません。最悪の状態まで来ているからあえて申し上げているのであって、どうかひとつ、今のままに放っておくということは、人事労務という面で監督不行き届きということで大変問題があるかと思えます。民間企業だったら許されることではありません

ん。断言しておきます。

続けて、決算常任委員会資料の15ページの選挙啓発事業についてお尋ねします。

最近の選挙というのは、国会議員の選挙は60%ちょっと超えるか、超えないかという状況ですけれども、どうしても非常に選挙の投票率が悪い。もろもろの多様化が進んでいるということで、果たすべき役割を行使することを放棄することも、これも多様化の一つに入っているような感じがするんです。私たちにも大いなる責任があるかと思えますけれども。

委員相互の交流とかそういうことをしていただこうように思いますが、明るい選挙推進協議会というのは、うちわを配ったり、ティッシュを配ったりするのが役割ですか。啓発というような、奨励するような立場に立っておられるようには、全く思われません。明るい選挙推進協議会の立派なたすきをかけて立っておられて、ティッシュペーパーを配るか、うちわを配るか、何を配るかというような感じだけで、それ以上のものではないように思いますが、こういう人たちが、交流をして情報交換しながら、新たな啓発事業を実施しましたと書いてありますけれど、これ、市民に向けての啓発は全然していないと思うんですよね。だからこういう事業はおやめになったほうがいいと思います。もっと中身の濃い事業をやっていただいて、投票率を上げていただくということ。

こういうことを申し上げて、投票率の低下が著しいけれども、全国的に現状とは全然違う自治体があるならば、紹介してください。そして、もしもそういうところがあるならば参考にして、生かしていただいて、投票率を上げる努力を積極的にやっていただいてこそ、選挙管理委員会というのは常設としてあるわけですよ。兼務はわかりますが、そのときはそのときで、しっかりとやり抜いていただくということで、三つぐらい兼務をしておられる人もあるかと思えますが、しっかりとその辺を受けて立ってやっていただいてこそ、平生の行動こそ大事だと思うんです。選挙の2、3カ月前にどうのこうのやったところで、これは始まるものではないと思うんです。もっと意識を高められるようなことをしていただくということですね。私たちもやはり政治に関心を持ってほしい、市政に関心を持ってほしいということは、常日ごろから心がけているわけですし、議会事務局としてもケーブルテレビ等で放送したり、いろいろな手法をもってやっているわけですけれども、もう一つ、一步前へ進まない状況にあるというのは、これは全国共通かもしれませんが、地味な活動であるといえども、選挙啓発事業というのは非常に大事なことだと思いますし、今後18歳まで年齢を下げるとか云々という話も聞こえてきておりますけれども、若い人の

投票率も非常に悪いという状況から、もっともっと関心を高められるような、そういう取り組みを、これは全市一丸となってやっていただかなければいかんことだと思います。総合行政の中でやっていただかないかんことだと思いますので、あえてそのトップにおられる選挙管理委員会の責任者として、思いをお聞かせいただきたいと思います。

大森選挙管理委員会事務局次長

明るい選挙推進協議会並びに常時啓発、選挙時啓発等の課題等につきまして、いろいろご意見いただきました。

先ほどご紹介がありましたように、明るい選挙推進協議会は、選挙のときにはいろいろな啓発物資等を配っております、現在全市で130人ほどいらっしゃいます。その選挙啓発の常時啓発員のかなりの部分は、さっきご紹介がありましたように、選挙に関する物資を配っていただいているというところが、一番大きなところでございます。

新たな啓発事業というのは、それまで各地区の文化祭とか運動会、そういうところで配っていたのをより広げて、海蔵地区、富田地区、日永地区、桜地区の皆さんが集まって秋のワクワクふれあいまつり 三重県環境学習情報センターとか四日市スポーツランド、ふれあい牧場等が行っておりますイベントでございしますが に合同で参加して、啓発をしましたというところでございます。

啓発の課題といたしましては、おっしゃるように、今までは、選挙はいつあるんです、投票のやり方はこういうものです、選挙公報を見てくださいというふうな、選挙に関しての事項を選挙のかなり近い時点に集中的に行うという部分 臨時啓発と申しますけれども がかなり主力でした。それだけではやはり、特に若い方の投票率が上がらないという課題が出ております。

若い方の投票率が低いのはもう二、三十年前から同じでございします。ただし以前の若い方は下がりぐあいが、中年の方に比べて10%程度低いのが普通でございまして、それが30歳ぐらいになれば平均値に上がってくるというふうな分析が財団法人明るい選挙推進協会から紹介されております。最近はその平均投票率が10%以上、20%近くまで落ち込んで、かつその戻りが遅い、30代になってもなかなか平均値に戻ってこないというふうな研究もなされております。やはり若い人に対する啓発、政治離れを何とかしたいという部分が、全国的な選挙管理委員会の課題ということで、力を入れなければならない点でございします。

この選挙啓発事業の概要に書きましたように、平成22年12月に結成された選挙啓発学生

会ツナガリと申しますのは、四日市大学の学生有志を中心に、若い人の立場に立った選挙啓発をやるのではないかとことを目指して、この学生さんの団体を立ち上げまして、いろいろなイベントなり開いて、大学での啓発等もやっています。

やはり選挙というのは、そのときの臨時啓発だけではなくて、普段の政治意識の向上を含めた常時の啓発、これから選挙時につなげるというふうなことが大事でございまして、それを昨年の市長選挙のときには、春のころからそのような常時啓発に織りまぜていろいろなイベントを行って、秋の市長選挙につなげていくというふうな試みを行ってございます。こういう試みから、目に見えて市長選挙の投票率が上がったかと言われますと、34%ぐらいでした。その前の電子投票は42%だったんですが、電子投票は特別に啓発予算を計上して、啓発用の電子投票機を各地区市民センターで購入して、集中的に啓発をやっております。ですから一概に紙の選挙とはなかなか比較できないんですが、たしか電子になる前の平成12年の市長選挙は、31.41%だったと記憶しているんですが、その辺でやはり1%でも上げていこうということで、この常時啓発と臨時啓発の連携した啓発によって、ちょっとでも選挙の投票率、若い方の政治離れを防ぐという点をこれからも考えていきたいと思っております。

石川勝彦委員

しっかりとお答えをいただきましたので、今後に向けてしっかりとそれを地でいくように、名実ともに四日市の選挙管理委員会は変わってきたなど、投票率が結果を示しますので、それに向けてのご努力を期待しておきたいと思えます。

毛利彰男委員長

ここで休憩に入ります。午後2時15分に再開します。

14:01 休憩

14:17 再開

毛利彰男委員長

それでは委員会を再開いたします。

質疑をお願いします。

森 康哲委員

入札について調達契約課のほうからたくさん資料をいただいておりますのでお聞きしたいのですが、ランク別の抽せん率がどういうふうになっているのかおわかりになっておりますでしょうか。

森調達契約課長

ランク別の抽せん率なんですが、基本的にはランクの低いところほど、抽せん率が高いというのは明らかに言えます。ただ建築だけは、なぜか低いものほど落札率も高いですし、抽せん率も若干高くなります。この落札率を比較いただくと大体わかっていただけかなと思います。

森 康哲委員

抽せんになるということは同金額で応札するという事なので、同金額というのは、やはり積算能力からいうとどうなのかなというのがあるので、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいんですけど。

森調達契約課長

積算能力のほうかというのはちょっとあれですが、同金額になるというのは現状、予定価格が事前に公表されておまして、その前段で仕様書は全てオープンになっておりますので、それに数量、国から出されている単価、県から出されている各労務単価をその式に入れ込んでいくとおのずと予定価格が算出されてくると。さらに最低制限額の計算式というのも公契連モデルで、いわゆる方程式のようなものが公表されておりますので、その公式に当てはめれば、変な言い方をすれば計算ができる者であればおのずと答えが出てくるというような実態であります。

森 康哲委員

そうすると、競争という意味では、数字を入れていだけで出てくるようなものであると、余り積算能力は関係ないというふうに思うんですけども。そうしますと、きちっと

積算しているところと、数字だけ当てはめてやってしまうところとをどのように判断してやっていくのか。

もっと突っ込んで言うと、積算せんと落とした業者が果たして適正な工事をやっているのかどうか。これは検査にもつながってくるんですけども。昨年も指摘したんですが、かなり荒っぽい業者がいると。通行どめについて回覧板で周知もせず、営業している店舗の前に資機材を置いたり、あろうことかその営業している店舗の駐車場を抜け道に使ったり、もっと言うと軽犯罪、立ち小便をその辺でしてしまう。トイレも用意していない。そういう業者をどういうふうに排除していくのか。

そういう意味で、検査室の評価まで資料を提出していただいたんですけども、これを見る限りかなり悪質な業者でもそんなに点数には反映されない。次の入札にも指名停止にならず出てこられる。それぐらい甘い配点になっているのではないかと思うんですが、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいんですが。

森調達契約課長

入札制度における課題について答弁させていただきたいと思います。

委員がおっしゃられたように最低制限価格と同額の入札が多く、結果として抽せんで落札しているということが、今大きな課題としてありまして、昨年来、休会中の所管事務調査でもさまざまなご意見を頂戴しているところなんですけど、一番の悩みどころとしては、現状の業者数と実際の工事の発注件数のアンバランスから、業者さんとしては実際の積算能力を使いながら、自分のところで一番ベストな利益を生みながら最適の価格というのを積算したところで、その辺の過当競争の中で最低制限価格でやらなければ落札とならないという現状の中で、実際は結果として抽せんによる落札という状況が生まれております。

現状それに対する抜本的な打開策はない状況なんですけど、今年度総合評価方式の拡大であるとか、最低制限価格の見直し等を行っているところなんですけど、その中で不良・不適格業者をいかにして排除していくかということにつきましては、事前に登録の段階でしっかりと書類的なものであるとか、能力的な部分を数値で判断できる経営事項審査の客観的な点数等で判断しておりますので、現状不良・不適格業者はないものというふうに認識しております。

ただ、現実に工事現場におきまして、委員がおっしゃるような実態があるということであれば、そのあたりは工事監督をする中でしっかりと注意をしていくということが大事で

あるのかなと思っております。

森 康哲委員

実際にこの6月にもあった話ですけれども、ある自治会の組長会に出席したところ、その組長会の場で、こういう回覧を回してほしいと業者が前日に持ってきたと、自治会長さんが組長さんに手渡しました。そのプリントを見ると、あすから通行どめにして工事が入りますという内容でした。業者が持ってきたのは前日ですよ。あり得ますか、そんなこと。これは氷山の一角であって、そういうことは頻繁に起こっていると思うんです。私の目に触れるだけでそういうことがあるんですから。そういう事実をご承知でしょうか。

石田検査監

そういった問題のある業者がいるというご指摘です。その現場のお話というのは、私、以前の所属でも聞いておりました。

今、やはりそういった業者の指導については、まずは発注しています原課のほうで監督業務を行っていただいているんですけれども、そういったところで問題の共有化を図って、きちっとそういった地域のトラブル、例えば事前の周知の問題も、私ども検査室で工事を担当して出しています担当課長会議というものを開いて、そういったところで問題にして、そういった部分の改善というところで、お話は一緒に入ってさせていただいている現状はございます。

それと、成績の部分でございますけれども、先ほど提出させていただきました資料のうち35ページのところで、工事の成績評定書をつけさせていただいております。その裏の部分でその内訳、根拠となる部分での考査評定というものを36ページから38ページに書かせていただいているんですけれども、例えば36ページの施行体制、ここの真ん中の部分の現場作業員というところの、真ん中の作業態度というところで、周辺住民に不快感を与えなかったかという項目、それから一番下の部分でございますけれども、現場管理というところの一番下の段、対外折衝（苦情及びトラブルの対応）、現場での苦情及びトラブルの対応は適切にされたか、こういうところを評価をさせていただいております。かつ先ほども言いましたいろいろな問題につきましては、お声をいただくたびに、まず工事を発注しているところにも情報の共有化ということで、担当課長会議を通じてそういった問題についてはどういう形で改善ができるのかというところも含めて対応につきましてお話をさせてい

ただいている現状でございます。

森 康哲委員

まずこの評価なんですけれども、これはもう事後になりますよね。実際に住民にとっては、当日または翌日に通行どめになったら困るわけですよ、通知もなしに。それをどうするかなんです。そういう業者を先に選定してしまうとえらいことになるよというのを言いたいのですね。

もう一つ、総合評価ということも出ましたが、それはあくまでもAランクですよ。C、D、Eランクには及んでいないと思うんですよ、総合評価方式で入札するのは。そのC、D、Eランクで競争が過多になっていて、なおかつそういう業者も横行しやすいということであれば、その辺にメスを入れないとなかなか解決には向かわない。

その一つの方策として、昨年度は地域で細分化したらどうかと。せめて市内を4分割にして近いところの業者さんに施行してもらおうと、顔が見える業者さんなのでそんなに無茶はしないだろうと提案をしたはずなんですけれども、その辺どういうふうに考えてもらったんでしょうか。

森調達契約課長

地域4分割の話につきましては、休会中の所管事務調査でご提案いただきまして、現状も引き続き検討している状況でございます。あのときもご答弁申し上げたかもしれませんが、いわゆる入札機会を業者さんに与えるという意味合いから、昨今どんどん発注数が減っている中で、その辺の考えも含めて、急激にそういった地域の分割をすることによって、今まで参加できていた範囲の工事への入札参加をオミットしてしまうというところの問題について十分検討しなくてはいけないということで、来年度の制度改正に向けて引き続き検討をしているところでございます。

森 康哲委員

地域を分けるというのは、やはりある意味荒っぽいことをされることにネットをかけられると思うんです。

それともう一つは、我々普通から見ると異業種と思われるところも入札に参加してくるわけです。全然畑違いだなという会社名でも入札に参加されていると。そういうのはどう

いうふうになっているのかよくわからないので。

森調達契約課長

まず異業種と思われるところが参加しているということについては、確かに業者さんそれぞれ専門分野というのがあるとは思いますが、ただ現実的には幾つかの、総合建設業と申しますか、土木や舗装とか関連業務でそれぞれ免許を取られて、公共工事を請け負うための経営事項審査を受けられて、一定の客観的な点数をとられているという条件を兼ね備えた場合については、これは入札参加機会をオミットするわけにはまいりませんので、参加をしていただける。ただ、そこに専門性が余りにもないような、登録だけあって実際の施行実績がないという場合については参加ができないような形で、入札公告の段階で完工高という条件を設けていくようにはしております。

先ほどの4分割の話も、実はこれも休会中の所管事務調査のときにも申し上げましたけれども、北部のほうは割と問題なくいけると思いますが、南部のほうにつきましては業者数が多く、特にD、Eランクの小さな業者さんが非常に多いですが、逆に小規模の工事の発注が非常に少ないということで、南部をさらに西、東に分けてしまうと、相当な差が出てきてしまうということも課題となってなかなか踏み込めないという実態がございます。

森 康哲委員

なかなかそこに踏み込めないのであれば、どういうふうな対策が必要なのかというのがまず一点。

それから、その業者さんの評価ですね。工事成績が出るのはもう工事完了後ですよ。途中で何かセーフティーネットをかけられるところはないのかなと。例えば地元調整の段階でチェックできるようなところはないのかなということなんですけれど、現状そういうものは難しいんでしょうか。

石田検査監

特に発注する場合に一番大事なものは、まず発注前に地域の方にきちっと事業の内容を説明させていただいて、スケジュール、工程も説明させていただいてご了解をいただいた中で、特に公共工事というのは便利になる半面、その工事につきましては非常に地域の方にご負担をかける行為になってまいります。ですから一番大事なものは、やはり発注前にきち

っとスケジュール的な部分と、こういうふうな形で、内容、工程的な部分のご了解をいただく中で、地域にご迷惑がかかる部分もきちっと説明していくというのが非常に大事なのかなと。

そして業者さんが決まってからは、今度は業者さんも交えた中での実施の工程、いろいろな問題点、もう一度施工計画書等で課題を抽出して、それをもう一度地域の方に、新たな問題が発見されるのであれば、それをきちっと伝えさせていただくというのが工事を発注する所属の工事担当課としての責務なのかなと。

それで工事が始まったら、きちっとそれが履行されているかどうかという部分についても、発注課としての責任として現場管理をきちっとしていただくというのは、もうそれは大前提のお話なのかなと思っております。

ただ、委員おっしゃるように、問題があったときにそれをどこでそういった部分をもう一度リセットしてできるのかという部分については、当然今までの説明の中で、地域と発注する原課という部分については関係ができ上がっておりますので、そういった声をすぐさま出していただいて、それに対して無理のない形で再協議させていただいて、ご了解を得て進めていくというところが一番大事なのかなと。

今の制度の中で、その間の部分でセーフティーネットがかけられるかというのはちょっと、今の検査並びに入札制度の担当する部門として何ができるかというところについては、もう一度検討させていただけたらと思っております。

森 康哲委員

できれば入札の業者選定の段階で、その業者さんが適格かどうかというのを判断するのがまず一番だと思うんです。その後の施工段階で契約変更、金額や工期変更があるというのはいたし方ない部分はあるかと思うんですけれども、それでもやはり地元調整はその段階でも要ると思うんですね。期間が延びればそれだけ説明も要るでしょうし、お金も要ることになるので、その辺のチェックするところをもう少し地元にわかりやすいようにしていただきたいと思います。要望したいと思います。

毛利彰男委員長

業者の評価、それを次の入札にフィードバックする視点が一つと、工事の中間でチェックするというシステムをつくれと森委員はおっしゃっているわけです。それをきちんと、

今少しおっしゃったと思うんですけども、もう一度明確に前向きな答弁をしてもらえますか。

石田検査監

非常に重たいお話だと思っております。私ども、年間で検査室で検査している検査は、入札の部分が500件からございます。そういった部分で、全ての部分でその中間検査までできるのかという体制のお話もありますが、公共事業は地域の方にご負担がかかる、負荷がかかるというのは事実でございますので、行政としてどこまで入っていけるのかという部分について、改めましてその500件あるというの踏まえた中で検討させていただきたいと思っております。

森 康哲委員

ありがとうございます。

中村久雄委員

自転車通勤の資料、ありがとうございます。四日市が進めている交通戦略にも関係するのかなと、エコ通勤という形になるのかなと思っていたんですけども、この考え方を見てもみたら、国家公務員と同様ということなんですよ。

ちょっと調べてみたら、名古屋市では、5 km未満が自動車は1000円、自転車は4000円でしたっけ、自転車のほうを手厚くして健康のためにも自転車通勤にシフトさせようというふうなところがあるんですけども、この交通戦略と通勤手当は、まだまだそこまでリンクしていないという理解でよろしいでしょうか。

室町人事課長

自転車通勤につきましてはやはりデメリットもメリットもあると考えています。例えばメリットといいますと、今、委員からご指摘いただいたエコですとか、バスや自動車の渋滞緩和であるとか、健康面にも有利ではないか、このようなことが考えられると思います。また一方、デメリットとしましては、雨とか強風とか積雪など、天候に左右されまじたり、体調によって結局公共交通機関を利用しなければならなくなるとか、交通事故の危険度が高まるとか、無理をすると体力を消耗して業務の非効率化につながるというようなことが

考えられると思います。

先ほど名古屋市の例をご紹介いただきましたが、私どもが調べた中でも名古屋市は非常に特例であったんですけれども、5 km未満のお話も出ましたが、この表でいう5 kmから10kmの4100円のところは、名古屋市は8200円で自転車の通勤手当を支給していると。こういうことも確かにございました。

交通戦略という話も出た中で、直ちに直すというお約束みたいなものはここではちょっといたしかねますが、多方面からどういうものが適正なのか、また四日市としてはどういうものが一番いいのか考えていきたいと思います。

中村久雄委員

自転車通勤の職員に対して、自動車でしたら任意保険とかありますが、自転車も自分が被害者になる事故も多いでしょうし、加害者になることもある。そういう保険とかそういうフォローはどういうふうに捉えていますか。

室町人事課長

結論からいいますと、保険加入については強制というか、入っているかについての確認はとっておりません。ただ自動車通勤でも保険加入についての話が議会の方からも出されたりいたしまして、入っているのかどうか、車の場合は強制ではないですけども確認をするという事項を加えたりして意識啓発には努めておりますので、自転車についても利用がふえてまいりましたらそのようなことも必要ではないかと思っております。

中村久雄委員

需要がふえてきたらということは、まだ需要的には少ないということですか。

室町人事課長

済みません、数はちょっと把握しておりませんが、多くはないです。

中村久雄委員

どういう会社でも通勤の申請を、電車、バスと言いながら自転車で通勤されて、交通費をいただくという方もいらっしゃると思うので、自転車で申請して自転車の手当を出すよ

というのは進めていってほしいと思うんです。やはり公務員として、民間企業への波及も含めて、エコも含めてやってほしいというのと、今、保険の話もありましたけれども、自分が加害者になったときの対応をどうするのかとかいうルール決めだったり、飲酒運転、車の飲酒運転はもう徹底されていると思いますけれど、自転車はまだまだ徹底されていないと思うので、これは公務員が自転車で飲酒運転をして何かしたときがあったら、もう大々的に取り上げられると思いますので、その辺のルール確認なんかの制度も詰めていただいて、自転車通勤の拡大に努めてほしいと思います。

石川勝彦委員

先ほどの職員のマナーのことについて、もう一つ以前から気になっているところがありますので、お尋ねしたいと思います。決算と関係ありません、申しわけありませんが。

電話の受け方ですね。相変わらず、名乗ってもどこの誰というところまでちゃんとと言うと、一遍に声が変わるんですね。男性も女性も。これは決していい印象を受けないですよ。だから先ほど言いましたように、いらっしゃいませ、ありがとうございますということと同じように、電話でももう少し、人で判断しているというか、どうも何というか普通では考えられないような電話のとり方をされますよね。もうちょっと電話対応のプロの世界を見習っていただかないかと思っています。

公務員というのはプロの世界にいるわけですよ。だからプロの世界なりのマナーをしっかりと身につけていただかないかということ。面と向かって挨拶するときの対応、見送るときへの対応、頭の下げ方、それから電話は相手が見えませんが、どうも事務的というか、声が変わるんですね。最初は低い声で対応して、名前がわかると1オクターブ上がるんですね。これは決して好ましい状態ではないです。手なれた人はかなりよくなってきております。それは私はよくわかっておりますので、その人がきつと出るであろうと思って電話しますと、ちゃんとそのとおり、変わっていないなというか、ちゃんと心得ているなど。心得ていない人と心得ている人が極端なんですよ。

まあ、どこまで期待できるかですけれども、先ほども言いましたようにまだ60歳になつたらへんのやから、もう少し柔らかく、自分を育てる努力をしていただいて、還暦というゼロ歳に戻るんですから、ゼロ歳に戻るまではしっかりとそういうことを心がけていただきたいと思います。

要望で結構です。

荒木美幸委員

障害者雇用についてお聞きします。障害者の法定雇用率が2.1%から、今年の春2.3%に公務員は上がったと思いますが、まず昨年度の雇用状況ですね、2.1%を達成したのかというのを本庁、上下水道局、市立四日市病院のデータを教えてください。

室町人事課長

障害者の雇用率というお話をいただきました。本年度、平成25年度の提出はもう済んでおりますが、平成24年度の時点では法定雇用率は2.1%でございました。事業所ごとに提出しておりまして、市の場合は市長部局と教育委員会で一つ、それから市立四日市病院で一つ、上下水道局で一つとそれぞれ分かれて出すことになっております。

平成24年度におきましては、市全体でいきますと2.28%でした。市長部局と教育委員会が2.29%、市立四日市病院は1.81%、上下水道局が1.66%という状況でございました。

平成25年度、今年度ですけれども、一応制度も変わったということで申し上げますと、法定雇用率が2.3%に上がりました。それで市全体が2.38%。市長部局プラス教育委員会が2.45%、市立四日市病院が1.78%、上下水道局が1.53%、若干下がっておりますが、全体ではクリアしているという状況でございます。

荒木美幸委員

全体ではクリアしているということですが、一つ一つ分析をしていくと、今ご紹介がありましたように上下水道局と市立四日市病院が低いと。これは何か原因として考えられることはありますか。専門的な職員がどうしても多いというのはあるかもしれませんが。

室町人事課長

今ご指摘のようなこともございますし、やはり職員それぞれの適材適所で配置ということの中で考えておりまして、これが最優先にはなっていないということもありまして、ちょっと部分的に達成できないところが出てしまいました。

荒木美幸委員

ご事情はおありかと思いますが、やはり企業に対して指導していくという立場でもありますので、やはり指導する以上は模範を示すことが必要でありますので、障害者の方の社

会参加の機会をきちっと担保するという意味でも、やはり率先してこの数字を意識しながら、また今年度の対応もお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

伊藤嗣也副委員長

今日は冒頭から、職員のマナーということでたくさん話があったと思うんですが、それに関連して一点。地下駐車場の市長とか議長の公用車がある前のところですが、職員が乗り降りされています。あれは私が見るには非常に危ない。しかも上司がそこで乗り降りされているのではないか。部下が車を取りにいった車を戻しに行くと。これは部長にお聞きしたいんですが、部長はそのような行為をされたことはありますか。あその場所で乗り降りされたことは。

秦総務部長

今おっしゃっているのは地下駐車場の駐車場からの出入り口となっている場所を示されているものと思います。私はどうだということですが、私自身もあそこで乗車をさせていただいたことはございます。

伊藤嗣也副委員長

さまざまな理由があるかもしれませんが、あそこは総合会館へ行かれる方が通られる経路に近く、子供さんを引っ張ったり、障害者の方も通られるところも近いですし、非常に見通しも悪い。あそこは乗降の場所にはなっていないと思いますので、ぜひきょう指摘があった職員のマナーという点から踏まえ、総務部長もそういう経験があるということですが、そういうことをしないようにぜひ通達を出していただければと思います。

それから、引き続き質問ですが、資料の2ページ、文書集配業務、文書集配室・印刷室管理業務委託でございますが、これは平成19年度から赤帽三重県軽自動車運送協同組合が業務委託をしているわけでございます。まずその集配業務、遞送業務等の規定というのはあるんですか。

松村総務課長

規定と申しますか、仕様書で業務内容は明示しております。

伊藤嗣也副委員長

そうしましたら、平成19年度からこの赤帽が受託業者になっていますが、決算額が平成18年度より上がっていますよね。平成17年度は逓送業務のみ日本道路興運株式会社に委託していたわけですね、700万円強で。それで平成18年度からその逓送業務プラス印刷室業務を加えて、日本道路興運に1390万円強ということですね。その業務が平成19年度から赤帽に業務委託されて1500万円強という金額になっていると理解してよろしいですか。

松村総務課長

はい、そのとおりでございます。

伊藤嗣也副委員長

そうしますと、この数字の根拠と、赤帽三重県軽自動車運送協同組合という組織なんですけど、ここは基本的に荷物の運搬が主たる業務で、どこを見てもそれ以外の業務というのは載っていないんですよ。ここは赤帽の組合員が経営者として、各自が個人事業主としてこの組合を構成しているわけです。ですから、現在本市においてこの業務を委託している、実際にこの本庁の中とかで文書とかいろいろなものを集配、集めたり配ったりしている人は、この赤帽の組合員の経営者、個人事業主であるということによろしいですか。

松村総務課長

業務を請け負っているのはあくまでも協同組合としての赤帽でございますが、そこで業務に従事している方は、確かにその構成員である場合もあろうかとは思いますが、市として業務を委託しているのはこの協同組合としての赤帽に業務を委託しております。

伊藤嗣也副委員長

ここに委託するにあたり、赤帽三重県軽自動車運送協同組合の組織構成は十分調査されて、委託されていると思うんですが、要はここは個人事業主の集まりなんです。ですけど実際に働いておられる方は違うわけですね。お金も1390万円余りから1500万円強に上がっていますが、本来赤帽は荷物を運ぶ距離、時間であったり、そのようなことで料金が決まってくるわけですね。だけど本市においては、1日6万2690円の5年契約で、平成20年度から平成24年度までなされた。この辺の経緯とか、決算ですから今年度のことは

言えませんが、今年度はどこの業者に委託しているのかわかりません。同じ赤帽か、変えたのかわかりませんが、なぜこの5年間の契約にしたのかもはっきりと説明をいただきたいんですが。

松村総務課長

当初は、ここに書いてございますように逓送業務だけをして、その後印刷室業務を加えたりとかいうことで、どういった形でやっていくかということが安定していない、明確ではなかったんですが、ある程度市として、こういった業務を委託しようということが確定してまいりましたので、向こうの雇用のことも含めましてある程度長期的にさせていただくということで5年間の契約をさせていただきました。

伊藤嗣也副委員長

向こうの雇用のことを考えてとおっしゃったんですが、向こうは個人事業主、つまり経営者の集団なんですよ。ですからそこまで本市が考える必要はないと思うんですが。

松村総務課長

済みません、ちょっと不適切でしたが、その面もありますけれど、それ以外も、毎年例えば業者が変わることによって、業務が円滑に遂行していただけないということもございましたので、ある程度長期間の契約を行って業務を適切に行っていただけるようにということで5年間の契約をしたというものでございます。

伊藤嗣也副委員長

その5年間はわかるんです。ですからこの1500万円強の積算根拠ですね。1日6万2690円の根拠。これはどういう根拠なんですか。

松村総務課長

この契約額につきましては、入札で決定したものでございます。

伊藤嗣也副委員長

これぐらいにしておきますが、今年度以降どんな契約をされているのかわかりません。た

だ本市として、できましたらやはり規定をつくってきちっとやっていく必要があると。なぜかと申しますと、私は本来この業務、要は各地区市民センター等からの集配業務等はこのような赤帽等の事業者でいいと思うんですが、市役所の中の業務については障害者等を使っていく必要があると思っています。先ほど荒木委員からもございましたように、やはり法律が変わって、本市においてもこのような業務が精神障害者、知的障害者の方等の業務に適する業務の一つではないかというふうに考えます。本市が直接採用できないのであれば、この委託先をお願いしていくとか、そういうことも含めて本市としてきちとした規定をつくってやっていくべきではないかという考えで話をさせてもらっております。

部長、最後に一言お願いします。

秦総務部長

障害者の雇用という点につきましては、以前の議会でもご質問いただいて、対応する旨お答えしたところでございます。今年度につきましてはまずその第1弾として、通常の統一の採用試験の際に、身体障害者の募集を今やらせていただいています。その上で、時期は若干ずれますが、その後に、先ほど言われた精神あるいは知的障害者を対象とした採用試験を打っていきたいということで今準備を進めております。職域の確保という意味でご提案をいただいたというふうに捉えますけれども、その部分については、全市、オール四日市で職域の確保に努めているところでございますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

伊藤嗣也副委員長

どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

森 康哲委員

委員長にちょっとお尋ねしますけれど、行財政改革プラン2011というのが議案聴取会の後に配られたんですが、この内容についてお尋ねしてもよろしいですか。

毛利彰男委員長

はい。お尋ねしてください。

森 康哲委員

ではその資料の60ページに書いてあります自動販売機、平成24年9月4日執行の入札結果というところなんですけれど、落札価額が予定価額に対して5倍以上、22台の自販機で予定価額が266万2465円、これが落札された台数が18台で1534万3474円、1台あたりが約85万円、こんな結果になっていると。あわせまして、平成25年3月5日執行の入札結果が、予定価額が5台で83万2448円に対して、落札された台数が3台、5台予定していたのが3台、だけど金額は2285万4000円と。3台で2300万円余。

これをどう思われますか。

森調達契約課長

まずもって、その自販機を置く場所貸しの入札につきましては、各施設管理者のほうでやっておりますので、総務部で所管しているわけではないんですが、一般論としてご答弁申し上げたいと思います。

確かに予定価額との乖離が大きいというのは確かなところでございますが、今のこの入札制度上においては、森委員も十分ご承知のことだと思っておりますけれども、本来自治体が入札するとなると、必ず地方自治法により最高額または最低額で自動落札と決まります。ただ、歳出、支出に係る契約についてのみ、ただし書きがありまして、最低のものでなくても落札ができると。これはいわゆる最低制限価格であるとか、低入札、調査価格を指すわけですね。一方で収入の原因となる入札においては、そういった規定がございませんので、言葉は悪いですが青天井で、どこまで行っても制度としては大丈夫ということで、それを縛る規制は今ございませんので、その状況を飲まざるを得ないというところだと思います。

森 康哲委員

上限が設けられない結果、予定価額の27倍以上で落札されたと。普通じゃないですよ、これ。この数字は。誰が見ても。これが入札にふさわしいかどうかというところをもう一度考えなければならない数字だと、僕は思うんですけれども、その辺、部長はどう思われますか。

秦総務部長

入札の結果の価格につきましては、私もびっくりした数字なんですけれども、2000万円

以上という大変な金額になっております。

この行革プランにこの項目が挙がった背景といたしましては、市としても経営努力といえますか、努力をして、歳入を確保しようというところからこれは始まっていることとございますので、歳入がふえること自体は喜ぶべきことと思いますが、ただ、その水準が余り、今ご紹介いただいたような形になるのが本当にいいのかどうか、以前から委員が言われています市内業者の育成であるとかいろいろな観点もございますので、そういったことも含めて、一度これは結果を見て検討すべきかなというふうには思っております。

森 康哲委員

今まで行政が入札にしてこなかった経緯というのはあると思うんです。福祉団体を通して、福祉の雇用を生んだり、また父ちゃん、母ちゃんで行っている事業者の雇用確保、地域貢献ということで、いろいろな事情で随意契約なり何なりで契約していたと思うんですけれども、それをこういう形で入札したために、どんどんどんどん潰れていっているんです。大手しか生き残れない。

もうかったらええやないかという、それで行政はいいんですか。大きく考え方を考えないと、えらいことになると思うんですわ。行政が商売しとると、それはちょっと間違っと思うので。やはりこれは市の考え方として、もう一度立ちどまって考える必要があると思うんですけれども、もうかったらええやないかという考えは、捨ててほしいと僕は思っているんです。

秦総務部長

制度的には先ほど調達契約課長がお答えしたとおり規制がないというものの、私が後でお答えさせていただいたように、本当にこの水準で、あるいはこういうやり方でやるのがいいのかどうかという点につきましてはもう一度原点に立ち返って検討させていただきたいと思います。

ただ、先ほど申しましたように各課で所管をすることですので、一定の考え方をやはり市全体としてまとめていく必要があるだろうと思いますので、よろしく願い申し上げます。

森 康哲委員

ぜひこの結果を踏まえて全庁的に大いに議論していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ないようでございますので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計予算及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般会計費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費につきましては、認定すべきものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決

算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般会計費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

毛利彰男委員長

なお全体会に上げる項目があるかということですが、そのように私は感じていなかった
ので、特に上げるものはないというふうに思っていますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

はい、そういうふうにさせていただきます。ありがとうございます。

ここで休憩に入ります。午後3時25分まで休憩とします。

15 : 11 休憩

15 : 25 再開

毛利彰男委員長

休憩前に引き続き総務常任委員会を開きます。

ただいまより会計管理室の決算審査をいたします。

議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

毛利彰男委員長

議案第54号平成24年度四日市市一般会計予算及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第6目会計管理費の審査でございます。

事前説明を受けていますので、質疑から入りたいと思いますが、まず坂倉会計管理者よりご挨拶をいただきます。

坂倉会計管理者

会計管理者の坂倉でございます。

先ほど委員長よりございましたように、会計管理室の決算審査ということでよろしくご審議のほどお願いいたします。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様方より、ご質疑を承りたいと思います。発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

なしというお答えをいただいております。

それでは特に問題もないようですし、ご指摘もないというふうに判断をいたしますので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計予算及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第6目会計管理費につきましては、認定すべきものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

なお全体会へ上げるとの要望もないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

それでは会計管理室の審査を終わります。ありがとうございました。

続きまして、監査事務局の審査に入らせていただきます。

議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

毛利彰男委員長

議案第54号平成24年度四日市市一般会計予算及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第6項監査委員費について、審査をお願いします。

審査に入る前に、服部監査事務局長よりご挨拶をいただきます。

服部監査事務局長

監査事務局、服部でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

監査につきましては、常日ごろから本市の財政が公正かつ効率的に執行されているか、あるいは市行政の実績及び成果が市民の福祉と行政水準の向上に寄与しているか、この2点に重点を置いて監査委員において監査が実施されております。私ども監査事務局はその事務補助に努めさせていただいております。

先日の議案聴取会で石川勝彦委員と中村委員から資料の請求がございましたので、その説明をさせていただきますとともに、決算審査をどうぞよろしくお願ひいたします。

毛利彰男委員長

ありがとうございます。

追加資料の説明をまずいただきたいと思ひます。

樋口監査事務局次長

監査事務局、樋口でございます。それではお手元にお配りいただいております、決算常任委員会総務分科会追加資料、監査事務局という資料のほうでご説明させていただきますと思ひます。

まず、監査の実効性についてということで、石川勝彦委員からご請求を頂戴したものでございます。

1点目といたしまして、定期監査の結果に基づく措置または対応状況ということで、定期監査における監査委員の意見に対しては、おおむね1年後に措置または対応の状況について各監査の対象部局から報告を求めております。その結果を表とグラフにまとめさせていただいたものでございます。

措置済みとなっておりますのが、監査委員の意見に対して措置を行ったというものでございます。平成20年度から平成23年度までを挙げさせていただいておりますが、措置済みにつきましては平成20年度の22.8%から、平成23年度の44.4%と増加する傾向にありまして、何らかの形で監査委員からの意見に対して措置を行う、実行に移していただいているという傾向が見てとれるかと考えてございます。

次に2点目、市全体としての監査の実効性を高めるための取り組みの例を3点挙げさせていただきます。

まず1点目が、課長級以上の管理職員を対象とする人事考課制度におきまして、昨年度、平成24年度から内部統制に関する項目が必須とされております。定期監査での指摘事項やケアレスミス防止のための対策等を検討し、取り組みを図ることというのが、人事考課制度の目標管理の中で必須事項となっております。

2点目に、これは平成23年度からでございますが、より適正な事務事業の推進のための所属長研修ということで、課長を対象とした研修が開催されておきまして、管理職員の役割や厳正な会計事務処理などについての徹底が図られております。

3点目でございますが、これは本年度、先月でございますが8月5日付で、会計管理者のほうから各部局長宛てに備品管理の徹底について通達が出されております。台帳との照合、抽出調査、記録の紙文書での保存などを徹底して管理を行うことということが通達で述べられております。

3点目でございますが、監査事務局としての取り組みというものを挙げさせていただいております。

1点目、理科薬品類の管理についてという事例を挙げさせていただいております。これは平成23年度の小中学校を対象とする定期監査におきまして、理科薬品類の管理が適正でないということが判明いたしました。このため追加調査を実施し、その結果に基づきまして教育長宛てに注意喚起を行っております。1年後の平成24年度におきましても、この理科薬品類の使用簿が設けられているか、また使用簿に記載されている現在量と実査した実際の残量が一致するかについて調査を実施し、適正な管理を行うよう指摘させていただいております。

次に2点目、監査結果の指摘事項等の区分でございますが、監査委員さんからの意見等を踏まえて監査結果がよりわかりやすくなるよう、平成23年度から新しい区分に見直しをさせていただいております。指摘事項といたしましては是正と注意の事項、意見につきましては改善と要望の事項という形で見直しさせていただいております。

次に(3)と(4)につきましては、監査結果に対する措置または対応状況報告をいただいたものについて、また定期監査の際には前回の定期監査での指摘事項及び意見についてどういう状況になっているか、先ほどの措置済み、継続努力といったところの報告をいただいております。

その中で、例えば(3)の内容のところでございますが、貸与備品の管理について実査を行った記録、日時、立ち会い者、数量などを、文書にして保存するように改めることと

いう意見がございまして、対応状況のほうで貸与備品チェックリストを作成し、実査を行った記録を文書にして保存するよう改めたというような内容が来た場合、この文書にして保存するというものの実物を提出していただいて、実際につくられているのか、次でございますと、滞納整理マニュアルとかガイドラインがつくられているのかという確認をさせていただくようにしているというものでございます。

(4)につきましても、文書としたというところを、実際に文書を見せていただいて、継続して取り組みがなされていることを確認させていただいているというものでございます。

次に5点目、所属長の確認事項でございますが、これは1ページ目のところで平成23年度から実施されております、より適正な事務事業の推進のための所属長研修におきまして、所属長の確認事項というものを監査事務局のほうで作成、配付させていただき、各所属における適正な事務事業のための所属長の取り組み例や、具体的な確認していただきたい事項というものを提示して周知を図らせていただいております。

6点目が部長会議における監査結果の報告でございますが、監査事務局長が部長会議において監査結果を報告し、適宜注意喚起を行っているといったことで、6点でございますが、監査事務局として監査の実効性を上げるための取り組みということで例示させていただいたものでございます。

次に、3ページ目に移らせていただきます。これは中村久雄委員から監査業務の委託についてということで請求いただいたものでございます。

まず監査業務の委託でございますが、監査委員は必置、必ず置くというふうにされておりました。監査委員さんの職務を外部に委託することは、地方自治法上想定されていないと言えます。ただ、監査事務局が行っております事務、事前調査とかの事務については監査法人に委託するというのも考えられると思われまして。

次に、議案聴取会の際にも少し触れさせていただきましたが、外部に監査をお願いするものの例として、包括外部監査契約に基づく監査というものがございます。これについて実際にどういう形で幾らぐらいかかったかというものを一つの目安として挙げさせていただきました。

包括外部監査につきましては、都道府県、政令指定都市、中核市は義務づけされております。地方自治法の規定に基づいて義務づけをされております。上記以外の市町村は、つまり四日市市もそうでございますが、契約に基づく監査を受けることを条例により定めた

場合にこの包括外部監査を実施することができます。本市の場合、平成11年度から14年度におきまして、条例に基づきまして包括外部監査契約に基づく監査を行っておりますので、その実際の事例が下の表のとおりでございます。

また選定されたテーマでございますが、これは包括外部監査人が特定のテーマを選定して実施をするというものでございます。それぞれ平成11年度につきましては市税収入、職員退職金等、また平成12年度、平成13年度、平成14年度につきましては記載のとおりテーマについて監査が実施されているというものでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

委員の皆様方から質疑を受けたいと思います。

石川勝彦委員

丁寧な資料をご提出いただきまして、ありがとうございます。

まず1ページの真ん中の棒グラフにつきまして、過去にかかわってきたということで余計にそれぞれの部局の実態を、中へ入り込んで見せていただくという、例えば改善事項としていたことを確認するというのを、監査委員を退任してからすることが過去に何度もありましたが、特に時間外勤務というのは、結果的に見ないとわからないところもあります。しかし時間外勤務というのは、私、過去に4回監査委員をさせていただいておりますが、この前もお話をさせていただきましたけれども、600時間、700時間、1000時間というのが結構多かった。そういうことの改善、総額13億円を超えるような本市の時間外勤務手当、この辺についてももっともっと各部署、明確に削減を図るように、事務の効率化を図るようということで申し上げてきておりますが、この辺の問題はいまだ改善されているような状況にはありません。パソコンの時代になりながら、午後5時15分で終わるような部署はほとんどないという状況ですね。

それから補助金とか委託料、この辺のところの精査をするという努力は、まずほとんどないという状況で、平成22年度に私は監査委員をさせていただいておりますが、平成23年度に44.4%まで処置済みということですが、今申し上げましたことについては、まずほとんど改善したという証明にはならないと思います。

先ほど2ページのところで、文書にして保存と、文書に提出したということですが、この辺のことについては監査事務局も大変お忙しいお立場でございますけれども、やはり文書の裏をとる、実態を把握するということはもっともっと大事だし、継続して方向づけしていくということでないで改善したことになるんですね。いっときその気になっても無理がある。そして部署の中で温度差があっても無理があります。だからやはりその辺のところを統一していくということで、管理職にそういう部分の方向づけが十分に行われていないということと、補助金についてもその問題意識、あるいは委託料についてもその精査のあり方、原価意識というのがない。まあ、やむを得ないところもあるんですが、原価意識を持っていればというところが改善されるべきところであって、措置済みという対象にはならない。措置を求めているところなんですけれども、結局何もできないから継続努力になっていると。努力と書いてあるものの、継続というだけで努力というのはつけ足した文言ではないかなと思います。文書を確認するだけで終わらずに、実態確認をしていただくことを、今後少しでもやっていただかなくてはいかんと思います。

最後に、部長会議で監査結果の報告をしていただいて適宜注意喚起を行っているということですが、総合行政の中で当然みんなコスト意識を持ってやっておらんくちやいかんの、部長の認識も甘いのかもしれませんが、おりていっていないということが、やっぱりかということでちっとも旧態依然として変わらないと。

この辺のところ、今後に向けて、監査事務局の一つの大きな役割として、監査委員が監査を終えたらそれでしまいではなくて、そのフォローを十分にさせていただくことがプラン・ドゥ・シーのいわゆるアクションに向けての市の役割であろうかと思います。どうぞ監査事務局としては、そのチェックする立場のフォローをしっかりとさせていただいてこそ、監査委員4名が一生懸命に監査していただく意義があろうかと思います。そういう意味で大きな位置づけの監査委員でありますので、そのフォローをしていただいている監査事務局にはもう少ししっかりと足跡を残していただけるような1年、1年の区切りでやっていただきたいと。そのように申し上げておきたいと思います。

局長、何かございますか。

服部監査事務局長

今、石川委員のほうから、まさしく、我々監査に携わる事務局の職員として常日ごろ課題として捉えている部分について、お話をいただきました。

なかなか、全てにわたってしていくというのは非常に難しいことなんですけれども、先ほどもちょっと資料のほうでも挙げさせていただいておりますように、やはり監査事務局だけではいけませんので、やはり市役所全体で共通認識を持ってやるというようなことで、資料の1ページの(1)から(3)に掲げられているような項目についても最近取り組んでおりまして、部長会議の中でも市長初め、特に二役から、事あるごとに監査の指摘事項を含めて、ケアレスミスのないような、それからコスト意識を持つようにということで常日ごろ言われておりますので、監査事務局としてもこれから、石川委員がおっしゃられたことも踏まえて、少しでも監査の実効性、効率性といえますか、市民から信頼される市役所になるために監査事務局としての役割を果たしていきたいと思っております。

石川勝彦委員

力強いご答弁をいただきましたが、例えば先ほど時間外勤務についての話をさせていただきましたけれども、補助金につきましても、例えばサンセットで3年間、5年間と補助金を出しますが、3年間あるいは5年間補助金を出しても、補助金が切れるとまた3年前、5年前に戻ってしまうというような状況で、こういうような補助金なら出さないほうがいいわけですね。だからその辺のところのフォローもちゃんとしないと税金の無駄遣いということがはっきりしますよね。

それから委託料につきましても、業者のいわゆる委託料金、この金額で受けますという金額を精査して、それが市として税金を使うことにおいて適正なのかどうかというところを知るためには、かなりシビアな努力が必要になってまいります。この辺のところについてもアドバイスができるように、方向づけできるように、今、デフレからインフレにというような状況ではあるかもしれませんが、グローバル化の時代ですから、だんだん物価が下がってきております。デフレでなくて安くできるというような状況になってきています。全て結局委託ということになりますと、業者の思うままに終わってしまって、毎年わずかでも上がっていく。だから役所の仕事をさせていただいているおかげで、会社も潰れないで助かりますわと、こういう言葉を影で聞かせていただくような状況ですので、この辺のところもやはり大事な分野であろうかと思えます。そういう点でのフォローをひとつしっかりとさせていただくように要望しておきたいと思えます。

中村久雄委員

資料をいただきありがとうございます。

先に石川委員の関連なんですけれども、2年間かけてこの市役所の各部署の監査を実施するんですよね。それで監査に当たっては、いついつ監査に行くよという形で、担当課が監査用の資料を全部つくって、その上で監査を行うということで、それでフォローというのは、監査をやって指摘事項があって、それを改善したかどうか報告があると。その後の後追いというのは、これは実績で2年後にしかできていないかと思うんですけれど、その辺は。

樋口監査事務局次長

監査の実際のサイクルについて一つの例で申し上げますと、例えばことしの7月ぐらいに定期監査を行ったとします。そうするとその監査結果を監査委員さんでまとめていただいて、各課へ報告させていただくのが秋、11月ぐらいになるかと思います。そこから半年後、来年の5月ぐらいに、1回目の措置状況の報告をいただきます。そこで措置済みとなったものにつきましては、一応やっていただいたということでございますが、それ以外の50%以上を占めております継続努力とかというのは、さらに6カ月後、つまり報告をさせていただいた1年後にもう一度報告をいただく。そこまで措置状況報告ということでのフォローをさせていただきます。

その次は、翌年の5月か6月ぐらいに実際のその2年分を、もう定期監査の年になってまいりますので、その年の5月か6月ぐらいになると、調書と申しておりますけれども、2年後の調書をつくっていただいて、監査事務局がその調書の内容について事前調査というのをさせていただいております。そこには前回、2年前の定期監査で指摘とか意見とか出た状況についてどうなっているかということの報告をいただくようになっておまして、そこでまだ継続努力のままになっているもの、措置済みになっているものについては実際にきちんと、ものをつくったというのだったらつくれたかどうかという確認をさせていただくということで、一応2年ぐらいのサイクルの中でフォロー、追いかけてという形できちんと前に進めていただいているかどうかというのはチェックできるようなサイクルにはなっておろうかと思っております。

中村久雄委員

その事前調査というのは原課に行ってそこで確認するというだけでいいですか。

樋口監査事務局次長

原課に行く場合もありますし、監査事務局のほうに来ていただく場合もございます。いずれにしても担当課の方と面談をさせていただいております。

中村久雄委員

わかりました。

その中で、私が資料請求させていただいた、外部委託でできるのかという話なんですけれども、それはできないよということで、中核市では義務づけられているという包括外部監査についての資料をいただきました。平成11年度から平成14年度に、特定の事件、テーマについてやったというのは、この特定の事件のテーマを選定したというのは、ここにちょっと力を入れたいとか、そういうふうな内容でこのテーマを選定したんでしょうか。

樋口監査事務局次長

実際の事務は総務部総務課のほうで、平成11年度から平成14年度の包括外部監査は行われております。ただ、やはりその時々で、こういったテーマについては外部の監査人の目で見てほしいということでの協議はあったのではなかろうかと推測をするところでございます。

中村久雄委員

四日市も中核市を目指しているんですけど、中核市だったら義務づけられるということですが、また今後ちょっと外部の目で見てほしいというふうなところが出てきたときには、包括外部監査を依頼するというふうな見通しなどをお持ちなんですか。

南川監査事務局副参事

包括外部監査につきましては、包括外部監査人が特定の事件、いわゆるテーマを選定するというところでございますので、市というか市長部局なり監査委員のほうから、こういうテーマでどうでしょうかということでは制度上ございません。あくまでも主体としては監

査人さんが選ぶということになります。今のご質問の場合ですと、市のほうからこんなのをやってくださいといいますが、そういうような形には制度上なっておりません。

中村久雄委員

わかりました。それでこれは平成25、26年とあるんですけど、その中でこの包括外部監査を入れてみたいというような予定というのはありますか。

樋口監査事務局次長

現時点ではございません。また中核市というのがどうなるのかというところもございますが、中核市に移行すれば義務づけはされるということになるかと思えます。

条例を制定してやるという動きは現在のところはございません。

中村久雄委員

やるときにはまた条例を制定していかなければだめなんですか。この平成11年から平成14年にやっていますが、この条例は生きているのですか。

南川監査事務局副参事

現在はこの条例は生きてはおりません。

中村久雄委員

一生懸命やってもらっていると思うんですけど、外部の目も大事だと思いますので、その辺も頭に入れておいてください。

毛利彰男委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

なしという声をいただきました。

それでは他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第54号平成24年度四日市市一般会計予算及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第6項監査委員費につきましては、認定すべきものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

毛利彰男委員長

なお全体会へ上げるかどうかにつきましては、そういう雰囲気はなかったもので、上げないということでご承認いただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

ありがとうございました。

それでは監査事務局の審査を終わります。どうもありがとうございました。

続きまして、財政経営部に入ってくださいますようお願いいたします。追加資料の説明だ

け受けて、あした質疑から入るということにします。

それでは財政経営部所管の審査に入らせていただきます。

議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第22目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7目 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

桜財産区

毛利彰男委員長

議案第54号平成24年度四日市市一般会計予算及び各特別会計等の決算認定についてのうち、一般会計歳出第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7目下水道費、第11款公債費、第12款予備費、桜財産区につきまして、追加資料の説明をいただきたいと思いを。

その前に、財政経営部長よりご挨拶をお願い申し上げます。

倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。ただいまから財政経営部の審査ということで、平成24

年度決算の関係部分ということでよろしく申し上げます。

議案聴取会で請求いただいた資料のほうを調製させていただきましたので、まず各担当のほうからご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

平田管財課長

1ページ目でございます。議案聴取会において森 康哲委員から請求がございました、公用車に関する購入とリースの経費比較という資料でございます。

1ページ目は平成24年度に執行しました公用車の購入とリースの経費比較について、リース7年間にかかる経費をまとめたものでございます。2ページ、3ページにはその購入とリースの見積もりを添付させていただきましたが、これをもとに1ページ目に見やすくまとめさせていただきました。

まず、1ページ上段は、車両の購入時に要する経費を見積書から転記させていただいております。下段のほうについてはその車両を7年間維持していく上で通常必要となる経費を積算しております。その下に、7年後の購入車両については下取り価格を控除するという数字を入れております。これについては車両の状況によって、そのとき、そのときに大きく変動しますので、あえて大きい数字ではございますが20%を見積もっております。

その下に、購入するということになりますと自前で職員が張りついて車両の点検とか保険の事務的な経費がかかりますので、それにかかる人件費ということで、以前から置かせていただいております臨時職員2名分の人件費を置かせていただいているという形です。

表の右側がリースで、7年間の経費ということでございます。これにつきましては残存価格を精算しない、クローズド・エンド方式でのリース料金になってございます。ということで比較させていただきまして、差し引きで8万円ぐらいの比較ということになってございまして、一番下には参考に現実の入札でのリース代の数字を表記させていただいております。

荒木財政経営課長

私からは同じ資料の4ページ以降でございますが、まず資料の説明に入ります前に、おわびと訂正のほうをお願いしたいと思います。

8月23日の委員会の議案聴取会の際に、下水道費のところでは主要施策実績報告書に基づきましてご説明いたしました。それで一部数字の間違いがございまして、一般質問の最終

日、9月9日になりますが、議場のほうにこういった、決算関係資料の訂正についてということで配付させていただきました。こちらの部分でございますが、私のほうが誤った数字を説明させていただいたということで、深くおわび申し上げます。

それで、この資料のとおり若干雨水と汚水のほうで内訳が変わってくるということでございまして、主要施策実績報告書の182ページでございますが、項7下水道費の部分の負担金、下水道雨水処理費、48億500万円余ということで記載させていただいておりますが、こちらの部分につきましては48億646万1000円でございます。また補助金の欄でございます。こちらに下水道汚水処理費（基準内）ということで、21億1900万円余と記載しておりますが、こちらの数字につきましては21億1853万9000円ということで、ご訂正をよろしくお願いいたします。こちらにつきましては全く申しわけございませんが、簡易な雨水と汚水の内訳の事務的なミスということで、深くおわび申し上げます。済みません、よろしく申し上げます。

引き続きまして、資料の4ページに基づきましてご説明申し上げます。先日の議案聴取会で、石川勝彦委員から資料請求をいただきました。実質公債費比率と投資的経費比率の推計ということでございますが、現時点で中期財政収支見通しということで、一生懸命作業させていただいてはいるんですが、まだ完成に至ってございません。申しわけございませんが現時点で推計できる可能な範囲で、一定の前提条件ということで起こさせていただいた上で、平成28年度まで推計させていただいて資料を作成させていただきましたので、これに基づきましてご説明申し上げます。

まず実質公債費比率でございますが、対象となります会計でございますが、普通会計ということで記載させていただいております。これにつきましては一般会計等ということで、一般会計でございますとか土地区画整理事業特別会計等、4会計でございますが、企業会計まで全て含めましてこちらの4会計で負担すべき金額が標準財政規模にどれぐらいの割合で占めるのかということであらわした比率でございます。当然比率が高いと弾力性がないということで、悪い状態と申しましょうか、そういうことになってございます。

次に、まず推計する上で前提といたしました条件でございますが、分子となります地方債の元利償還金につきましては、既に発行いたしました地方債の分については決定額、当然ではございますが、それと平成25年度分は予算額、平成26年度以降の分は同じくご質問させていただいております投資的経費を読み込む中で、普通建設事業費の見込みから推計いたしております。さらに、羽津山緑地の整備費でございますとかPFIによる小中学校の

施設整備、これについては年次的に分割して払っておりますが、これにつきましては公債費に準ずる債務負担行為という部分でございます、こちらの部分の準元利償還金というものにつきましては、新たなものは一切見込んでおらず推計いたしました。

反対に分母となります標準財政規模でございますが、現時点で平成26年度以降の市税などの見込みから推計いたしてございます。

それで推計でございますが、本年度決算のところでございますが、平成24年度13.7%に対しまして、平成28年度におきましては10%をようやく割り込みまして8.7%ということで、5%程度改善するものと推計いたしてございます。しかしながら、県内の平均が平成24年度ベースで10%、また全国、こちらはちょっと古いデータではございますが、平成23年度で9.9%、同じく同格都市で8.4%というふうになってございまして、本市の場合ですと、経年比較いたしますと徐々には改善してきてはございますが、他都市の状況等を踏まえすとまだまだ改善していく必要があるのではないかと考えてございます。

続きまして5ページでございます。投資的経費比率についてでございますが、こちらにつきましては歳出に占める投資的経費の割合ということで、歳出全体に対して投資的経費がどれくらい占めるのかということでございます。前提条件といたしましたものでございますが、投資的経費というものにつきましてはほとんど全てが多額の経費を要することから、本市の場合ですと推進計画に位置づけて実施してございます。しかしながら、平成26年度以降の第2次推進計画がまだ策定中でございます、決定していないということから、平成26年度以降を第1次推進計画の段階で継続するものとして位置づけている事業、例えば新ごみ処理施設整備事業とかにつきましては個別に推計いたしまして、そのほかにつきましては、平成23年度から平成25年度の平均ということでとらせていただきまして推計してございます。

平成25年度から平成26年度に約60億円ふえます。これにつきましては、新総合ごみ処理施設の本格化、また（仮称）四日市公害と環境未来館、博物館のリニューアル事業などの影響を見込んでございます。また平成26年度から平成27年度につきましてはさらに62億円程度増加するということになってございますが、これにつきましても平成27年度に完成を目指しております新総合ごみ処理施設の整備事業というのが主なものでございます。反対に平成27年度から28年度につきましては130億円程度減る、減額となるということでございますが、これにつきましても新総合ごみ処理施設が終わるということからこれだけ減額となるということでございます。

次に、歳出総額についてでございますが、こちらにつきましては、歳入の、先ほど標準財政規模で推計いたしました、そちらに連動した形で歳出総額を見込んで推計してございます。推計といたしまして、全体的な推計ということでご説明申し上げますが、平成26年度、平成27年度に大きく伸びてございますが、また平成28年度に下がるということになってございます。これにつきましては、先ほども前提条件でご説明申し上げましたが、平成26年度から平成28年度の推進計画が決まっていなと。大きな投資的経費を見込む推進計画が決まっておりますので、なかなかこの辺が見込みにくいということがございましてこういったちょっといびつなものとなっております。

ただ、既に決まっている部分だけでもこういった状況になるということでございますので、さらに第2次推進計画における新規事業等によって、この部分が変わってくるものになると考えてございます。

資料の説明につきましては以上ですが、もう一点よろしいでしょうか。

毛利彰男委員長

ああ、それも説明してください。厚いのね。

荒木財政経営課長

申しわけございません。追加資料として、財産に関する調書明細（参考資料）ということで、こちらの委員会に追加資料として配付させていただいております。こちらにつきましては、財産に関する調書ということで、参考資料ということで作成させていただいて提出させていただいたものでございます。

平成23年度の決算審査において、財産調書の土地、建物の金額について、従来ですと管財課のほうで取りまとめて提出させていただいていたものでございますが、その土地、建物の金額につきましては、財産台帳上の金額というのと、また一方で私ども財政経営課で公会計を実施してございますが、そちらの財産に関する簿価と申しましょうか、金額がございまして、そちらのほうとすり合わせ、統一を図るべきではないかということでご指摘いただきましたので、公会計上の台帳の価格に合わせた格好で提出させていただきました。

めくっていただきますと、目次に書いてございますが、1ポツの欄でございます。こちらにつきましては、面積台帳の合計ということで変更ございませんが、2ページ目をらんただけますでしょうか。財務諸表作成に用いた台帳価額合計ということで、土地価格、

この決算年度末現在高、また建物におきましても決算年度末現在高ということで、公会計上の金額を用いて財産台帳に落とし込んだというものでございます。

大きな違いの点でございますが、従来の管財課の財産台帳の価格と、私ども公会計上の台帳の価格のどこが違うかということなんですが、主な点だけ申し上げますと、建物におきまして、従来のものですとほとんどが取得価格ということで記載させていただいたものを、公会計上でいきますと減価償却費に基づきまして減価償却を反映させるような格好で、時価評価と申しましょうか、相当額ということで整理させていただいた金額ということで、主な相違点については以上でございます。それで取りまとめたものを、それぞれ財産台帳、財産に関する調書に基づきまして、それぞれ金額を記載して提出させていただきました。

説明については以上でございます。

毛利彰男委員長

ありがとうございます。

荒木財政経営課長さんの口調もなめらかに、調子が出てきたところでございますが、本日の審査はこの程度にとどめさせていただきたいと思っておりますが。

森 康哲委員

先ほどご説明いただいた資料の中で、リース契約の見積書があったんですけど、もう少し詳細なやつを出していただきたいんですが。

3ページのリース契約の部分なんですけれども、フロアマットやサイドバイザー等の金額が入っていないので、これがわかる資料をお願いしたいんですけれども。附属品の。そうしないと比較できないので。何がついていて幾らなのかというのが。

平田管財課長

見積書についてはこういった附属品をということで要求させていただいて、それを込みで全体の見積書を出していただいたので、ここの明細まではちょっと今ございません。

森 康哲委員

附属品の明細がもう少しわかるような形で書いてもらわないと同じものがついていのかどうかわからないので。例えばE T Cがついているのかついていないのか、これもリー

スの見積もりではわからないのと、附属品でも、ペイントシーラントというのは購入のほうには書いていないので、それに当たるものがどれなのかもわからない。それがわかるような資料を出してください。

平田管財課長

附属品につきまして、購入とリースとでどれとどれがということわかるように資料を作成させていただきます。

毛利彰男委員長

時間はたっぷりありますので完璧な資料を整えて明日提出してください。

他に配付された資料に関して追加とかそういうのはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

毛利彰男委員長

なければ、本日はこれにて終了いたします。ご苦労さまでした。

16 : 18 閉議